

一関市公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月策定
(令和 4 年 11 月改訂)

一関市公共施設等総合管理計画 目次

第1章 はじめに

1. 背景と目的	1
2. 計画の位置付け	2
3. 対象とする施設	2

第2章 公共施設等の現状と将来の見通し

1. 建物系施設の整備状況	3
2. インフラ系施設の整備状況	7
3. 人口の現状と将来の見通し	10
4. 財政見通し	13
5. 公共施設等の将来更新費用の推計	15

第3章 公共施設等の現状・課題

1. 施設共通の現状・課題	16
---------------	----

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1. 計画期間	17
2. 数値目標の設定	17
3. 公共施設等の管理に関する基本的な方針	26
(1) 【方針1】安全性の確保	26
(2) 【方針2】機能と数量の最適化	27
(3) 【方針3】維持保全の最適化	28
(4) 【方針4】持続性の確保	29
(5) 【方針5】まちづくりの観点	29

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1. 建物系施設	30
(1) 市民文化系施設	30
(2) 社会教育系施設	32
(3) スポーツ・レクリエーション系施設	33
(4) 産業系施設	35
(5) 学校教育系施設	36
(6) 子育て支援施設	37
(7) 保健・福祉施設	39
(8) 医療施設	41
(9) 行政系施設	42
(10) 公営住宅施設	44
(11) 公園施設	45

(12) 道路・河川施設	46
(13) 運輸・通信施設	47
(14) 下水道施設	48
(15) その他施設	49
(16) 医療施設（病院会計）	50
(17) 普通財産（建物）	51
2. インフラ系施設	52
(1) 道路	52
(2) 橋りょう	53
(3) 上水道（簡易水道を含む）	54
(4) 下水道	55
第6章 計画の推進に向けて	
1. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	57
2. 計画の進行管理	57
用語の解説	58

[資 料 編]

1 市民と行政との共通認識を図るための取組	59
2 中期計画・個別施設計画等の策定	60
3 施設総量の縮減に関する取組	61
4 施設の維持管理経費を低減させる取組	62
5 統一的な基準による地方公会計制度の導入	63
6 施設保有量の推移	63
7 有形固定資産減価償却率の推移	65
8 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み	67

第1章 はじめに

1. 背景と目的

平成17年及び平成23年の2度の市町村合併により、8市町村が一つとなった一関市は、多くの公共施設を所有しています。市町村合併前の旧8市町村において、昭和40年代からの高度経済成長期以降、市民ニーズなどに応じて、学校施設や集会施設、公営住宅など多くの公共施設を整備してきました。

これらの施設の中には、建築してから30年を超える施設も多くなってきていますに加え、合併による施設の重複や偏在など、課題を抱えているものも少なくありません。経年劣化による修繕費の増加に加え、10年後、20年後には老朽化した施設の大規模改修や建替えが必要となるばかりでなく、これらが同時期に集中することが懸念され、今後も厳しい財政状況が予測される中、既存の施設を現状のまま維持していくことは困難な状況となっています。

また、人口の減少とともに年少人口の減少や老人人口の増加など、公共施設を取り巻く環境は変化しています。さらに、市民のライフスタイルやニーズの多様化などから、公共施設の利用需要が大きく変化していくことも見込まれます。

このような状況を踏まえ、平成28年10月に、本市が所有する公共施設等の基本情報や利用状況、収支状況などの調査結果をもとに、今後の維持管理・運営のあり方を検討するための基礎資料として、「一関市公共施設白書」を作成したところです。

「一関市公共施設等総合管理計画」は、この一関市公共施設白書から見えた現状と課題から、今後の公共施設等の適正管理に向けた基本的な考え方や取組みの方向性についてまとめたものです。本計画をもとに、次年度以降、施設の用途ごとなどに具体的な対応方針について検討を進めてまいります。

今後も市民の皆様から広く意見をいただきながら、長期的な視点をもって適正な施設配置や施設の長寿命化など、将来を見据えた公共施設のあり方を検討するとともに、財政負担の平準化を図りながらコストと便益の最適化の取組みを進めてまいります。

2. 計画の位置付け

本計画は、今後の公共施設等の適正管理に向けた基本的な考え方や取組みの方向性についてまとめたものです。

「一関市総合計画」を上位計画とし、総合戦略や行政改革大綱、各種分野別計画などとの整合を図りながら、全庁的な取組みとして推進していくものとします。

また、本計画を実施するためのより詳細な取組内容については、今後、施設の用途ごとに策定する個別施設計画に委ねるものとします。

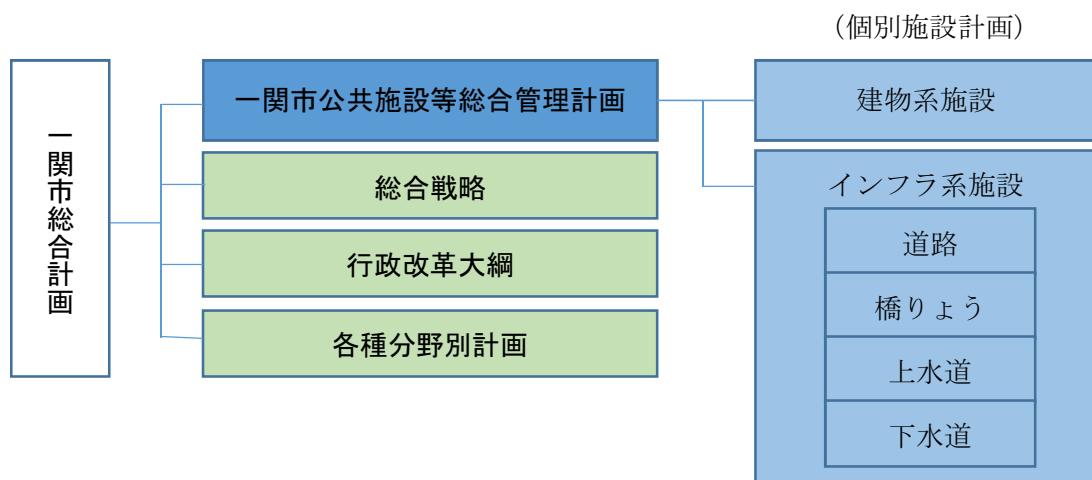


図 1－1 計画の体系図 (イメージ)

3. 対象とする施設

本計画で対象とする公共施設等は、建物系施設（建物を有する施設）のほか、インフラ系施設（道路、橋りょう、上水道（簡易水道を含む）、下水道）を含め全ての公共施設等とします。

第2章 公共施設等の現状と将来の見通し

1. 建物系施設の整備状況

(1)用途分類別の整備状況

本市が所有する平成27年4月1日現在の施設数（平成27年度中に解体済みの施設等を除く）は965施設、棟数は2,804棟、総延床面積は766,302m²となっています。

延床面積の内訳を用途分類別に見ると、学校施設が一番多く261,660m²で34.1%を占めています。次いで集会施設が77,158m²で10.1%、公営住宅施設が70,768m²で9.2%を占めています。施設数では消防施設（屯所等）が一番多くなっています。

表2－1 建物系施設の所有状況（用途分類別）

大分類	中分類	施設数	建物 棟数	延床面積 合計(m ²)	延床面積 割合
市民文化系施設	集会施設	109	195	77,158	10.1%
	文化施設	4	4	11,871	1.5%
社会教育系施設	図書館施設	8	10	13,233	1.7%
	博物館等施設	7	17	6,280	0.8%
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	52	101	62,069	8.1%
	レクリエーション施設・観光施設	25	137	23,633	3.1%
	保養施設	2	25	3,237	0.4%
産業系施設	産業系施設	34	101	45,440	5.9%
学校教育系施設	学校施設	60	464	261,660	34.1%
	その他教育施設	7	20	5,931	0.8%
子育て支援施設	幼保・こども園	27	64	17,317	2.3%
	幼児・児童施設	18	15	5,129	0.7%
保健・福祉施設	高齢福祉施設	7	9	2,850	0.4%
	障害福祉施設	1	1	1,543	0.2%
	保健施設	6	11	10,130	1.3%
	その他保健・福祉施設	1	2	1,870	0.3%
医療施設	医療施設	5	8	2,931	0.4%
行政系施設	庁舎等施設	8	47	36,592	4.8%
	消防施設	207	217	20,708	2.7%
	その他行政系施設	1	2	812	0.1%
公営住宅施設	公営住宅施設	55	834	70,768	9.2%
公園施設	公園施設	64	142	2,119	0.3%
道路・河川施設	道路施設	3	3	47	0.0%
	河川施設	6	7	891	0.1%
運輸・通信施設	市営バス施設	8	10	184	0.0%
	情報通信施設	4	4	175	0.0%
下水道施設	下水道施設	16	20	11,433	1.5%
その他施設	その他施設	67	86	4,298	0.6%
医療施設(病院会計)	医療施設(病院会計)	13	13	12,090	1.6%
普通財産 ^{※1} (建物)	建物	140	235	53,904	7.0%
合 計		965	2,804	766,302	100.0%

(2)他自治体との比較

本比較における数値及びグラフは、行政財産^{※2}建物延床面積と人口の関係について、他自治体と比較するため、国から公表された資料に基づく分析を行っているものです。

人口規模が大きく異なる盛岡市を除く岩手県内の各都市及び、宮城県北の主要都市と比較してみると、主要都市の中で延床面積が最も多くなっています。

人口一人当たりの延床面積は 5.51 m²/人であり、全国平均の 3.65 m²/人を大きく上回っています。

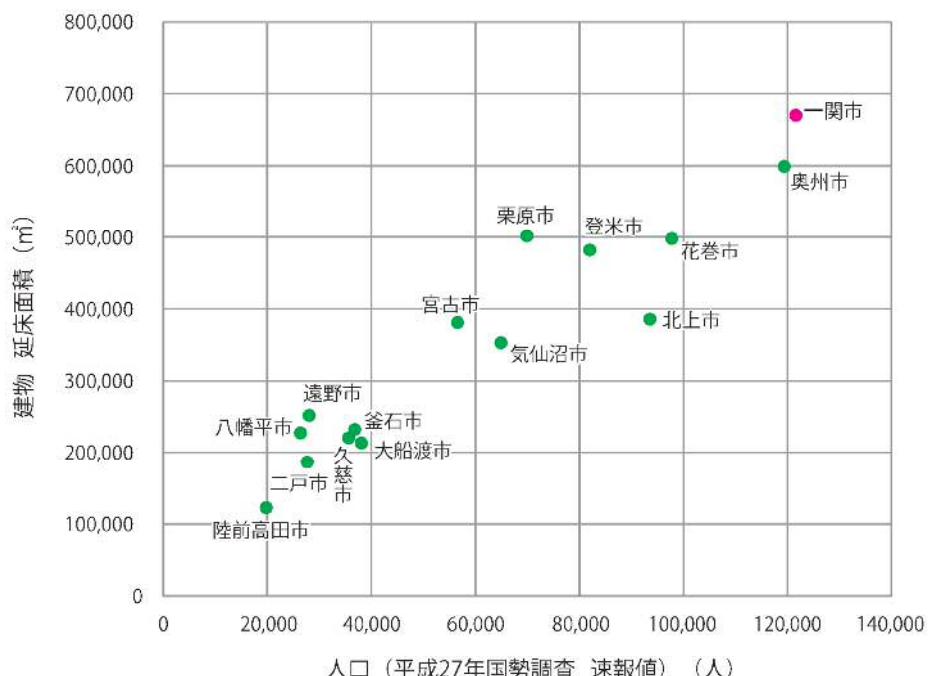


図 2－1 岩手県内及び宮城県北主要都市との比較*

*図 2-1：縦軸は、平成 26 年度（2014 年度）公共施設状況調査年比較表（総務省）によるものです。
横軸は、平成 27 年国勢調査速報値（総務省）によるものです。縦軸と横軸とで年度が異なりますが、それぞれ国から公表されている調査結果を利用しています。

本市の人口は 121,625 人、行政財産の建物延床面積は 670,220 m² となっています。

(3)経過年数の状況

建物系施設の経過年数の状況は、築 31 年以上経過した建物の延床面積の割合が、全体の 39.9%を占めています。

築 31 年以上経過した建物の割合で高いものは、市民文化系施設が 55.1%、公営住宅施設が 52.6%、行政系施設が 50.5%となっています。

表 2－2 経過年数別の延床面積（用途分類別）(単位 : m²)

用途分類 (大分類)	経過年数							築 31 年 以上の 施設の 割 合
	30 年以下	31～40 年	41～50 年	51～60 年	61 年以上	31 年以上	年代不明	
市民文化系施設	39,988.0	34,964.6	8,007.3	4,148.2	2,247.0	49,367.0	184.5	55.1%
社会教育系施設	14,127.7	1,284.2	859.0	0	1,210.4	3,353.5	126.5	19.0%
スポーツ・レクリエーション系施設	74,140.6	9,014.9	4,807.9	20.5	.0	13,843.3	986.7	15.6%
産業系施設	34,678.7	4,370.8	2,859.9	377.0	4,357.2	11,964.9	205.7	25.5%
学校教育系施設	152,821.0	46,473.5	56,737.6	5,066.4	4,150.6	112,428.1	2,341.4	42.0%
子育て支援施設	14,551.5	6,019.6	1,021.9	0	14.0	7,055.6	115.2	32.5%
保健・福祉施設	12,799.8	3,557.4	541.5	0	0	4,098.9	26.8	24.2%
医療施設	2,277.8	53.0	600.2	0	0	653.2	0	22.3%
行政系施設	28,643.3	26,327.3	922.0	2,060.2	128.2	29,437.7	206.6	50.5%
公営住宅施設	33,169.9	15,393.7	16,929.1	4,664.8	263.2	37,250.7	347.8	52.6%
公園施設	1,304.4	207.0	12.5	89.4	0	308.9	474.4	14.8%
道路・河川施設	548.1	105.0	285.0	0	0	390.0	0	41.6%
運輸・通信施設	290.3	59.5	0	0	0	59.5	10.0	16.5%
下水道施設	11,432.6	0	0	0	0	0	0	0.0%
その他施設	3,623.6	586.9	27.0	0	0	613.9	60.6	14.3%
医療施設(病院会計)	7,660.9	4,428.8	0	0	0	4,428.8	0	36.6%
普通財産 ^{※1} (建物)	21,608.4	9,192.5	9,934.9	7,987.8	3,324.6	30,439.9	1,855.7	56.5%
合計	453,666.5	162,038.7	103,545.7	24,414.3	15,695.2	305,693.9	6,941.7	39.9%

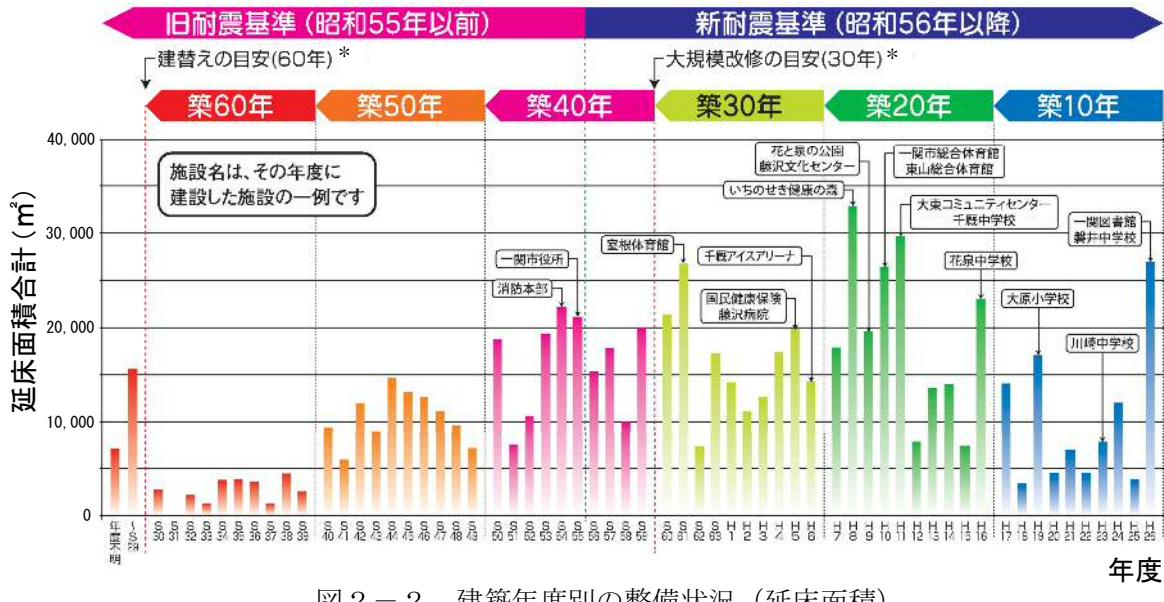


図 2－2 建築年度別の整備状況（延床面積）

(4)耐震化の状況

市が所有する建物系施設のうち、約1割の建物で耐震性の確保が課題となっています。

平成20年3月に策定した「一関市耐震改修促進計画」では、建築物の耐震化を進めるに当っては、特に倒壊による被害が大きい住宅及び震災時における防災拠点や避難場所にもなる多数の者が利用する市有建築物について、現状を把握し、それに対する目標を定め、取り組みを行っています。

表 2－3 耐震化実施状況

耐震化対応状況区分		棟数	延床面積 (m ²)	延床面積 割合
新耐震基準適合 (S56以降建築物)	耐震改修不要(A)	1,638	517,135.0	67.5%
旧耐震基準	耐震改修実施済(B)	61	82,320.6	10.7%
	耐震補強工事不要(C)	598	92,627.0	12.1%
	要耐震補強・未実施	5	3,680.4	0.5%
	耐震改修実施不明	502	70,539.1	9.2%
合 計		2,804	766,302.1	100.0%
耐震化済(A+B+C)		2,297	692,082.6	90.3%

*建替えの目安（60年）、大規模改修の目安（30年）：総務省が公表している「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書」による建替え及び大規模改修時期の目安。

2. インフラ系施設の整備状況

本市におけるインフラ系施設の状況について、表 2-4 に示します。

表 2-4 インフラ系施設の状況

インフラ資産			延長・面積		単位	備考
1 道路	市道	面積	20,695,447	m^2		
		実延長	4,357,236	m		
	自転車歩行者道	面積	10,049	m^2		
		実延長	1,503	m		
	農道	延長	232,463	m		
	林道	延長	431,388	m		
2	橋りょう (長寿命化修繕計画の対象)		面積	97,796	m^2	1,225 橋
			実延長	17,028	m	
3	上水道 (簡易水道含む)	導水管	延長	47,143	m	
		送水管	延長	145,139	m	
		配水管	延長	1,905,152	m	
4	下水道(管渠)		延長	338,449	m	
5	農業集落排水(管渠)		延長	92,983	m	

※農道・林道以外は平成 27 年 3 月末時点の状況です。農道は平成 27 年 8 月 1 日時点、林道は平成 28 年 4 月 1 日時点です。

(1)道路

本市の市道は、総面積が 20,695,447 m^2 、実延長は 4,357,236m です。また、自転車歩行者道の総面積は 10,049 m^2 、実延長で 1,503m 整備されています。

(2)橋りょう

本市が管理する橋りょうは 1,225 橋あります。整備面積は 97,796 m^2 に及びます。

このうち、整備後 30 年を超過した橋りょうの面積は 35,973 m^2 (432 橋) であり、全体の約 36.8% を占めます。

法定耐用年数 60 年を超過した橋りょうの面積は 755 m^2 (10 橋) であり、全体の約 0.8% に過ぎませんが、ここには整備年度が不明な橋りょう 496 橋 (11,810 m^2) は含まれていません。整備年度の不明な橋りょう全てが 60 年を経過していると考えると、全整備面積のうち、約 12.8% の橋りょうが法定耐用年数を経過している可能性があることになります。

表 2-5 橋りょうの整備面積（構造別）

橋りょう構造	面積(m ²)
PC(プレストレストコンクリート)橋	52,247
RC(鉄筋コンクリート)橋	16,691
鋼橋	26,926
石橋	35
木橋・その他	1,897
合計	97,796

(3)上水道（簡易水道を含む）

水道施設は、一関市水道事業ビジョン（平成 28 年 3 月策定）によると、上水道と簡易水道を併せて 283 施設あります。本市は、起伏に富んだ広大な市域に給水を行っているため、給水人口の割に施設数が多くなっています。水道創設期に整備した施設は既に法定耐用年数を経過しており、高度経済成長期に整備した土木・建築施設は、これから一斉に法定耐用年数を迎えます。

水道管の総延長は上水道と簡易水道を合せて約 2,097km です。本市の給水区域の面積は、上水道と簡易水道合せて 702.32 km² となっているため、非常に長い水道管延長となっています。高度経済成長期に布設した水道管は、既に法定耐用年数を経過しているものがあり、老朽化を原因とする漏水事故がたびたび発生しています。

表 2-6 上水道（簡易水道含む）の施設数

施設種別	施設数	施設種別	施設数
水源 ^{※2}	45	三次ポンプ場	37
浄水施設 ^{※3}	34	三次配水池	15
一次配水池 ^{※4}	42	四次ポンプ場	4
二次ポンプ場 ^{※5}	68	四次配水池	1
二次配水池	37	合 計	283

平成 28 年 3 月時点

表 2-7 上水道（簡易水道含む）の布設管延長（単位：m）

管種	導水管	送水管	配水管	合計
延長	47,143	145,139	1,905,152	2,097,434

平成 27 年 3 月時点

(4)下水道

本市の下水道施設は、公共下水道の管渠延長が約 338.4km、農業集落排水の管渠延長は約 93.0km であり、合計約 431.4km の下水道管渠が布設されています。管種としては、塩ビ管が全体の 86.0%を占める整備割合となっています。管径別では、250 mm以下の管径が最も多く、全体の 94.4%を占めています。

表 2－8 下水道の布設管延長（管種別） (単位 : m)

管 種	公共下水道	農業集落排水	小計
コンクリート管	31,410	10,086	41,496
陶管	1,513	0	1,513
塩ビ管	289,095	81,836	370,931
更生管	0	0	0
その他	16,431	1,061	17,492
合計	338,449	92,983	431,432

平成 27 年 3 月時点

表 2－9 下水道の布設管延長（管径別） (単位 : m)

管 径	公共下水道	農業集落排水	小計
250mm 以下	314,487	92,983	407,470
251～500mm	20,127	0	20,127
501mm～1000mm	3,835	0	3,835
1001mm 以上	0	0	0
合計	338,449	92,983	431,432

平成 27 年 3 月時点

3. 人口の現状と将来の見通し

(1)これまでの人口の推移

国勢調査に基づく本市の人口の推移は、昭和 30 年の 174,342 人をピークに減少傾向にあります。平成 27 年の国勢調査(確定値)では 121,583 人となっており、60 年間で 52,759 人減少しています。

また、年齢 3 区分別人口の割合の推移をみると、生産年齢人口、年少人口は減少傾向にありますが、老人人口は増加傾向にあります。平成 7 年に老人人口割合は 21.4% となり、年少人口割合の 16.2% を上回り、以降、その差は拡大を続けています。

表 2-10 人口・世帯数の推移

年次	世帯数	人口(人)			一 世 帯 当たり人員	人口密度 1k m ² 当たり	資 料
		総 数	男	女			
大. 9	19,433	118,565	58,370	60,195	6.1	94.4	第1回国勢調査
14	20,848	124,254	61,234	63,020	6.0	98.9	2 "
昭. 5	21,709	131,456	64,996	66,460	6.1	104.6	3 "
10	22,366	135,886	67,197	68,689	6.1	108.2	4 "
15	22,677	135,622	66,699	68,923	6.0	108.0	5 "
22	...	163,328	78,970	84,358	...	130.0	6 "
25	28,135	170,527	83,585	86,942	6.1	135.7	7 "
30	29,040	174,342	84,671	89,671	6.0	138.8	8 "
35	31,475	168,768	81,032	87,736	5.4	134.3	9 "
40	33,527	159,818	76,376	83,442	4.8	127.2	10 "
45	34,983	150,366	71,740	78,626	4.3	119.7	11 "
50	36,669	147,933	71,130	76,803	4.0	117.8	12 "
55	38,073	147,465	71,450	76,015	3.9	117.4	13 "
60	38,503	146,065	70,763	75,302	3.8	116.3	14 "
平. 2	39,602	144,896	70,087	74,809	3.7	115.3	15 "
7	41,530	143,974	69,866	74,108	3.5	114.6	16 "
12	43,145	140,825	68,418	72,407	3.3	112.1	17 "
17	43,554	135,722	65,602	70,120	3.1	108.0	18 "
22	42,633	127,642	61,301	66,341	3.0	101.6	19 "
27	43,046	121,583	58,804	62,779	2.8	96.8	20 "

人口（人）

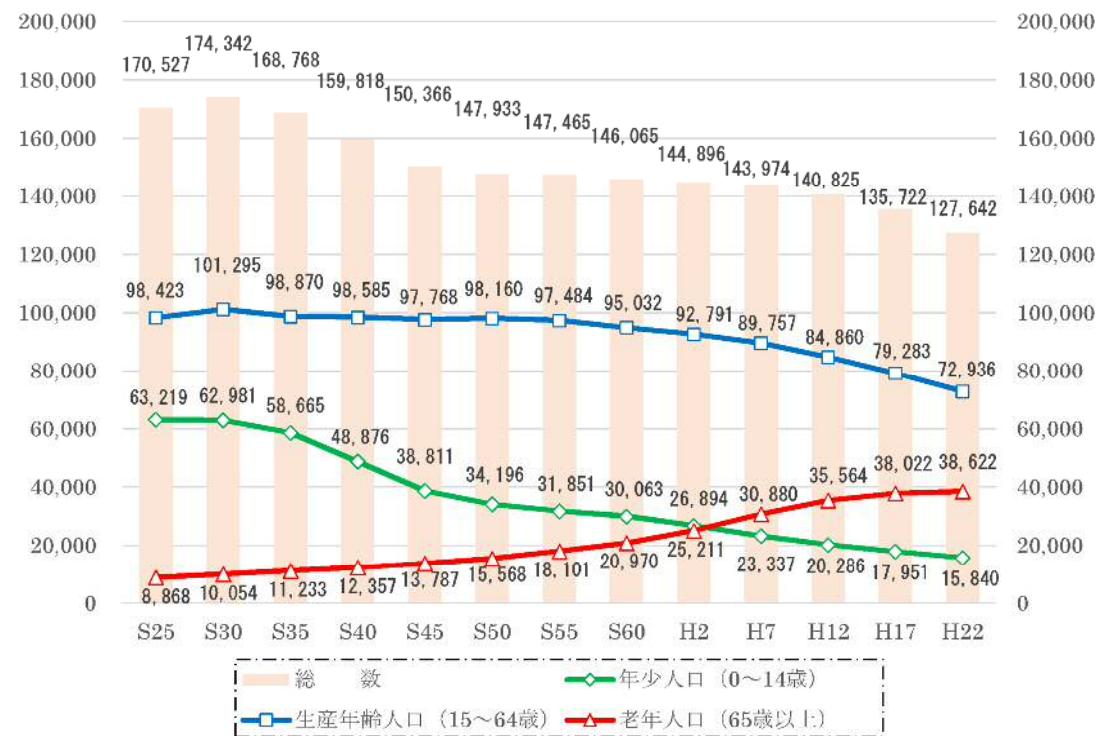


図2－3 総人口・年齢3区分別人口の推移

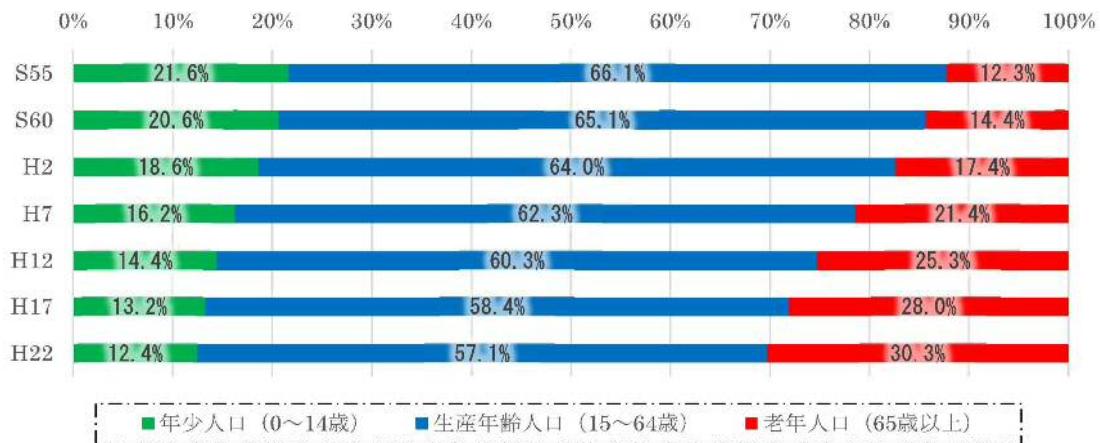


図2－4 年齢3区分別人口の割合の推移

(2)将来人口の推計

一関市人口ビジョン（平成 27 年 10 月策定）に示されている将来人口の推計（市独自推計）では、平成 52 年に 75,056 人まで減少すると推計されています。

一関市人口ビジョンでは、人口の将来展望として、各種施策を講じることにより、平成 52 年に 86,000 人程度の人口を確保することを目標としています。

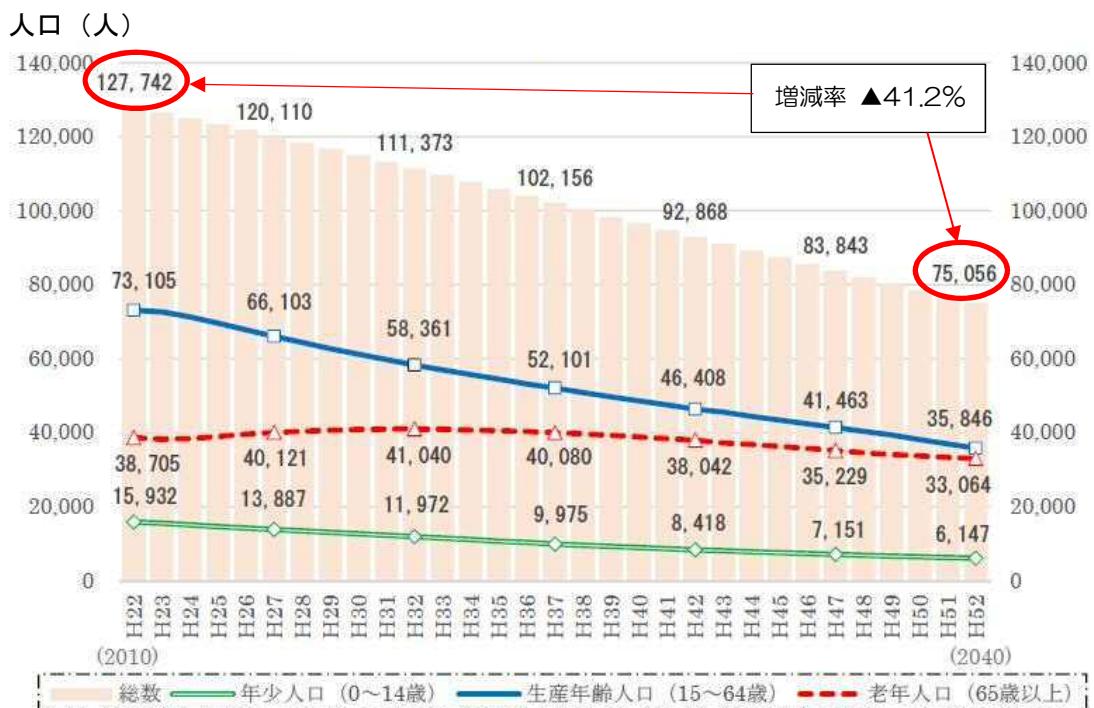


図 2－5 総人口・年齢 3 区分別人口の推移（市独自推計）

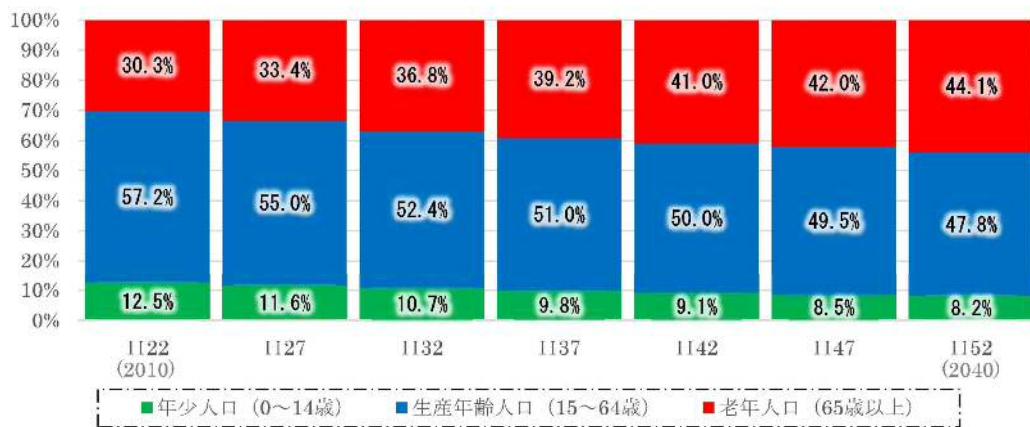


図 2－6 年齢 3 区分別人口の割合の推計（市独自推計）

4. 財政見通し

平成28年2月に作成した本市の財政見通しでは、歳入・歳出は緩やかに減少していくと予想しています。

歳入では、地方交付税の縮小傾向が大きく、財源の確保が大きな課題といえます。

歳出では、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）が高い水準で推移することが予想され、施設や道路などの建設に充てられる普通建設事業費の確保が厳しくなると予想されます。

表2-11 財政の見通し (単位：百万円)

	平成28 年度当初 予算	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度	平成32 年度	平成33 年度	平成34 年度	平成35 年度	平成36 年度	平成37 年度	平成28～ 37年度 合計
歳入	63,438	62,517	60,283	66,014	65,236	60,063	58,995	58,982	56,136	54,850	606,514
地方税	11,828	12,145	12,030	12,060	12,066	11,960	11,988	12,005	11,887	11,901	119,869
地方交付税	24,453	23,772	23,165	24,300	22,081	20,796	20,653	20,766	20,885	20,467	221,337
普通交付税	22,819	22,831	22,211	23,349	21,131	19,886	19,745	19,860	19,980	19,562	211,374
特別交付税	1,634	941	954	951	949	910	908	907	906	905	9,963
国庫支出金・ 県支出金	12,989	12,952	11,942	13,084	12,684	11,184	11,718	11,723	10,617	10,431	119,323
地方債	6,000	7,041	6,299	10,113	10,297	6,480	5,849	6,037	4,596	4,036	66,750
その他	8,167	6,606	6,847	6,457	8,109	9,643	8,788	8,450	8,151	8,016	79,235
(うち財政調整基金等繰入金)※	(1,941)	(472)	(371)		(1,618)	(3,105)	(2,222)	(1,857)	(1,529)	(1,363)	(14,478)
歳出	63,438	62,517	60,283	66,014	65,236	60,063	58,995	58,982	56,136	54,850	606,514
人件費	11,980	11,651	11,506	11,088	10,708	10,567	10,424	10,218	10,057	10,053	108,252
扶助費	10,005	9,755	9,640	9,526	9,413	9,307	9,203	9,100	8,998	8,897	93,843
公債費	8,954	9,308	9,287	9,895	9,740	9,987	10,146	10,458	10,532	10,071	98,379
物件費	8,486	7,860	7,781	7,804	7,689	8,113	7,589	7,488	7,515	7,599	77,924
補助費等	10,849	11,573	11,763	15,361	15,340	12,834	11,736	11,747	10,243	10,234	121,681
普通建設事業費	7,261	7,212	5,143	7,052	7,468	4,454	5,099	5,351	4,266	3,564	56,869
繰出金	4,329	3,352	3,363	3,403	3,317	3,247	3,268	3,099	3,015	2,933	33,327
その他	1,574	1,805	1,800	1,885	1,561	1,553	1,529	1,522	1,510	1,498	16,239
(うち財政調整基金等積立金)※				(91)							(91)

《参考》 財政調整基金・市債 管理基金の年度末 残高見込額 (前年度繰越金の積 立等を含む)	15,132	14,621	14,222	14,265	12,649	9,561	7,352	5,494	3,978	2,617	
---	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	--

※財源不足が見込まれる年度は、財政調整基金等からの繰入金、財源に余裕が見込まれる年度は財政調整基金等への積立金により調整しています。

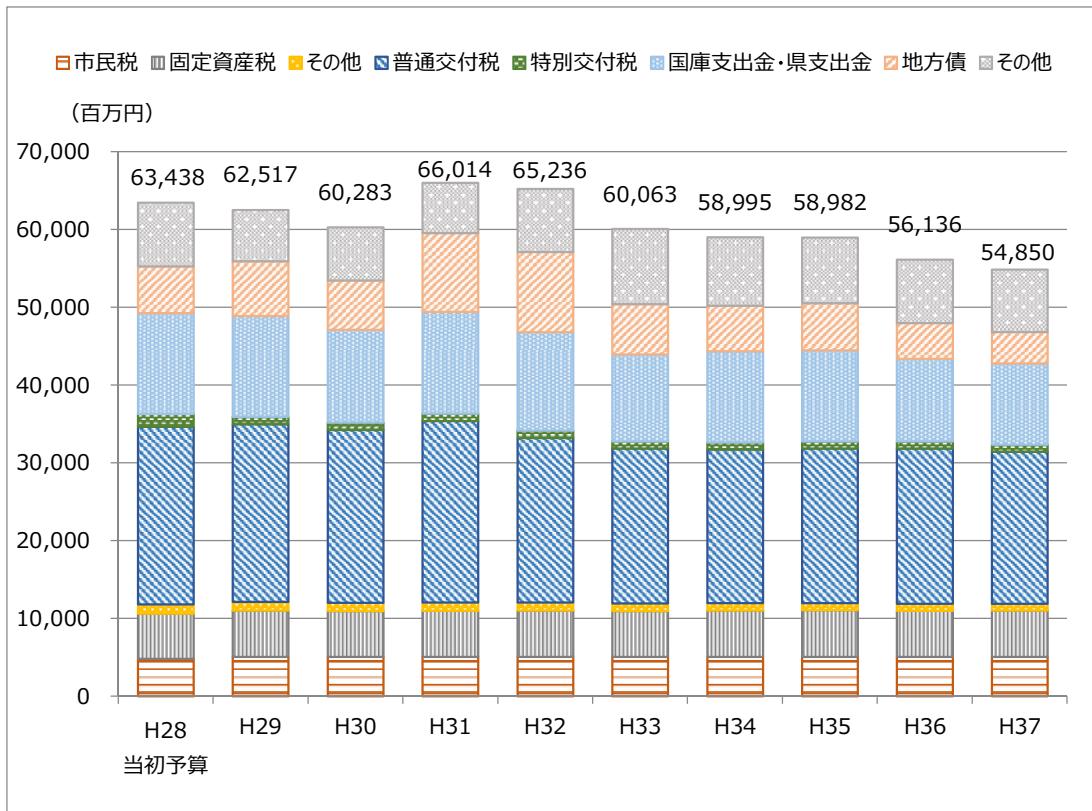


図 2－7 財政見通し（歳入）

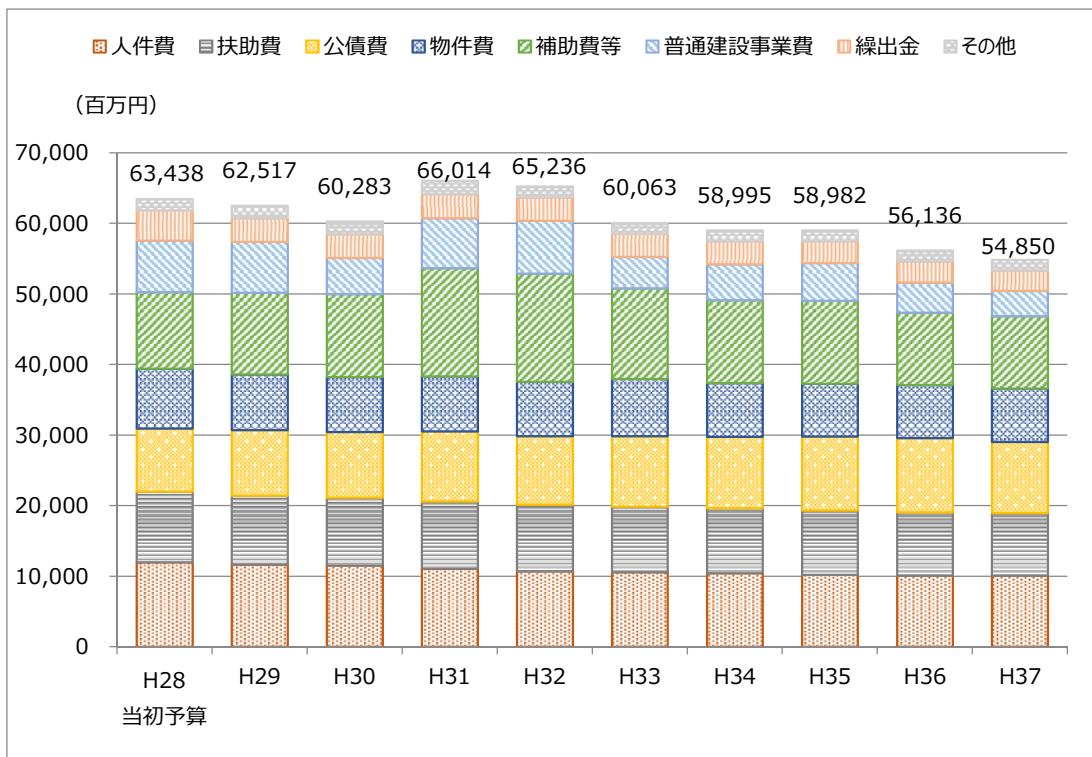


図 2－8 財政見通し（歳出）

5. 公共施設等の将来更新費用の推計

一関市公共施設白書において、本市が保有する建物系施設とインフラ系施設（上水道を除く）を全て更新すると仮定し、国から示されている「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書」に基づき、更新費用を試算すると、今後40年間で6,352.2億円が必要になると試算結果となりました。

これを1年当たりに換算すると、年平均約158.8億円の費用が必要となる試算ですが、現在の財政見通し（今後10年間）における建物系施設とインフラ系施設（上水道を除く）の更新のために確保できる予算は、年平均約70.9億円であり、毎年度約87.9億円が不足するとの試算結果になりました。

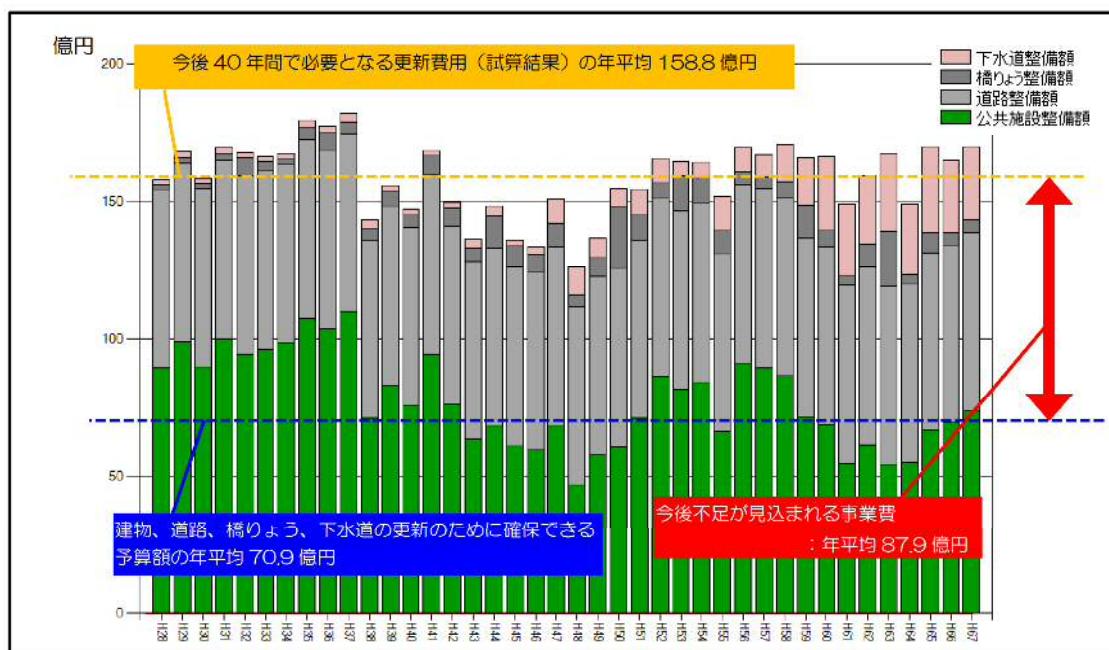


図2-9 今後40年間に要する建物系施設、道路、橋りょう、下水道の更新費用の試算

なお、この試算には上水道（簡易水道を含む）を含めていませんが、企業会計である上水道については、平成28年3月に策定した一関市水道事業ビジョンにおいて、別に将来に要する更新費用を試算しており、平成31年度以降の30年間で約743億円（年平均24.8億円）の費用が必要と試算されています。

第3章 公共施設等の現状・課題

1. 施設共通の現状・課題

(1) 厳しさを増す財政状況への対応

本市の市税収入は、ここ数年 120 億円前後で推移していますが、今後は生産年齢人口の減少などに伴い、税収の落ち込みが懸念されます。また、歳出では高齢化の進行などに伴う扶助費の増加も懸念され、財政状況は一層厳しくなるものと推測されます。

財政的な面から見て、全ての公共施設等を将来にわたり維持管理・運営し続けていくことはできません。

そのため、公共施設の維持管理及び運営は、限られた財源の中で効率的な投資を行い、行政サービスとして求められる機能を維持していく必要があります。

(2) 人口減少・少子高齢化社会への対応

国勢調査に基づく本市の人口は、昭和 30 年の 174,342 人をピークに、昭和 50 年から平成 12 年頃までは 14 万人台で推移してきましたが、平成 12 年以降は減少幅が拡大傾向にあります。一関市人口ビジョンにおける市独自推計では、平成 52 年には 75,056 人まで人口が減少すると推計されました。様々な施策の実施により人口減少ができるだけ緩やかになるよう取り組み、平成 52 年に 86,000 人程度の人口を確保することを目標としています。

また、老人人口割合は増加傾向にあり、平成 42 年に 41% に達するのに対し、年少人口割合は平成 27 年に 11.6% であったのに対し、平成 42 年には 9.1% に、生産年齢人口も平成 27 年は 55% であったのに対し、平成 42 年には 50% になると推計され、人口減少と少子高齢化がこれまで以上に進行するものと思われます。

のことから、今後の市の人口構成の変動に伴う市民ニーズへの変化に対応した、適正な公共施設の総量や規模、機能の再編成を検討していく必要があります。

(3) 施設の老朽化への対応

本市の公共施設は、建築後 30 年以上経過した建物が約 4 割を占め、老朽化が進みつつあります。今後、これらの公共施設が隨時更新時期を迎えると、更新費用が増大することが見込まれます。更新費用の試算どおりに、従来と同様の大規模改修・建替え等への投資を継続すると、市の財政を圧迫し、行政サービス（機能維持）に重大な影響を及ぼすことが考えられます。

このような状況を回避するためには、大規模改修・建替え等にかかる費用を全体的に抑え、年度ごとの支出を平準化させるとともに、中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設の再編成・管理に取り組んでいく必要があります。

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1. 計画期間

本計画の期間は、平成29年度（2017年度）から令和28年度（2046年度）までの30年間とします。

2. 数値目標の設定

前章で述べた現状と課題を踏まえ、建物系施設については、総量の縮減に関する数値目標を設定し、取組みを進めます。

数値目標は、計画期間中における建物系施設の総量（延床面積）の縮減割合とします。縮減する延床面積と、将来的な施設の更新費用の必要額及び将来的に確保可能な財源との関係から、必要となる延床面積の縮減割合を算出します。

建物系施設の総量を縮減した場合、将来的に更新の必要な施設が減少することから、更新のために必要となる費用も縮減が図られます。縮減する施設が多いほど、将来的に更新のために必要となる費用が少なくなります。

同様に、建物系施設の総量を縮減した場合、縮減した施設の管理運営に要していた費用が不要となることから、総量の縮減に応じて施設の管理運営費用は縮減が図られます。本計画では、総量の縮減により不要となる管理運営費用を、将来的に必要となる施設更新費用の財源に充てることとします。縮減する施設が多いほど、多くの財源を確保できることになります。

建物系施設の総量の縮減は、将来的に施設の更新のために必要となる費用が、将来的に確保可能な財源の範囲内で収まる程度まで縮減することが必要であることから、本計画期間の30年間における確保可能な財源と、将来の施設更新に必要な費用が均衡する縮減面積を算出し、総量の縮減割合を求めます。

なお、インフラ系施設については、数値目標の設定はしないものとしますが、建物系施設と同様に、各施設所管課等において、適切な維持管理による安全の確保とライフサイクルコスト※³削減の取組み、将来コストを見据えた保有量の検討を行うものとします。

(1)建物系施設の更新のために確保可能な普通建設事業費

今後10年間の財政見通しから、建物、道路、橋りょうの整備更新のために確保可能な普通建設事業費は、10年間で約569億円、年平均にすると56.9億円と見込まれています（第2章の「表2-11 財政の見通し」を参照）。

このうち、道路・橋りょうの整備更新のための普通建設事業費は、過去の予算ベースの割合を基に算出すると年平均18.3億円、同様に建物、道路、橋りょうの整備更新以外に充てる普通建設事業費は年平均15.5億円と見込まれます（【参考4-1】建物系施設の更新のために確保可能な普通建設事業費の算出方法」を参照）。

道路、橋りょうは生活インフラであり、整備更新費用の削減は市民生活に支障をきたす

恐れがあることから必要額を確保するものとし、建物、道路、橋りょうの整備更新以外に充てる普通建設事業費も過去の予算ベースの割合を確保するものとした場合、建物系施設の更新のために確保可能な普通建設事業費は 56.9 億円から 18.3 億円及び 15.5 億円を差し引き、年平均 23.1 億円と算出されます。本計画期間 30 年間での金額に換算すると 693 億円となります。

【参考 4－1】建物系施設の更新のために確保可能な普通建設事業費の算出方法

○建物系施設の更新のために確保可能な普通建設事業費

＝ 財政見通し(今後 10 年間)における普通建設事業費(年平均 56.9 億円)

－道路・橋りょうの整備更新に必要な普通建設事業費 (2)

－建物系施設、道路・橋りょうの整備更新以外に充てる普通建設事業費 (4)

・平成 27、28 年度の2か年の当初予算ベースにおける普通建設事業費中、道路・橋りょうの整備にかかる比率の平均をもとに、今後 10 年間の財政見通しにおける道路・橋りょうの整備費用を推計。

・建物系施設、道路・橋りょうの整備更新以外に充てる普通建設事業費についても、前述と同様に算出。

(1)管理計画における道路・橋りょうの整備更新に必要な普通建設事業費(当初予算ベース)

平成 27 年度	29.3 億円	普通建設事業費合計に占める割合	0.27945
平成 28 年度	26.4 億円	普通建設事業費合計に占める割合	0.36359
		2か年平均	0.32152

(2)管理計画における道路・橋りょうの整備更新に必要な普通建設事業費

年平均	18.3 億円
-----	---------

(3)建物系施設、道路・橋りょうの整備更新以外に充てる普通建設事業費(当初予算ベース)

平成 27 年度	21.6 億円	普通建設事業費合計に占める割合	0.20601
平成 28 年度	24.6 億円	普通建設事業費合計に占める割合	0.33880
		2か年平均	0.27240

(4)建物系施設、道路・橋りょうの整備更新以外に充てる普通建設事業費

年平均	15.5 億円
-----	---------

(5)建物系施設のために確保可能な普通建設事業費(=56.9 億円－(2)18.3 億円－(4)15.5 億円)

年平均	23.1 億円
-----	---------

(2)将来的に更新が必要な建物の延床面積

第2章の「表2－1 建物系施設の所有状況（用途分類別）」より、本市の建物系施設の総延床面積は766,302m²となっています。

このうち、普通財産^{※1}の建物の延床面積は53,904m²あります。普通財産については、行政財産^{※2}としての使用用途を廃止したものが大半であることから、今後の更新対象から除くこととした場合、更新対象である建物の延床面積の合計は、総延床面積から普通財産分の延床面積を除いた712,398m²となります。

更新対象である建物を60年サイクルで更新していくとした場合、

- ・年平均の更新対象面積は、

$$\text{更新対象である建物延床面積の合計 } 712,398 \text{ m}^2 / \text{更新サイクル } 60 \text{ 年} \\ (\approx 11,873 \text{ m}^2/\text{年})$$

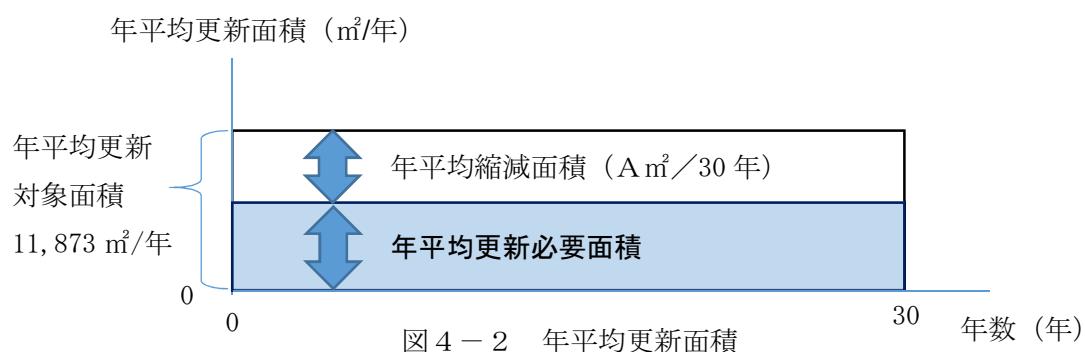
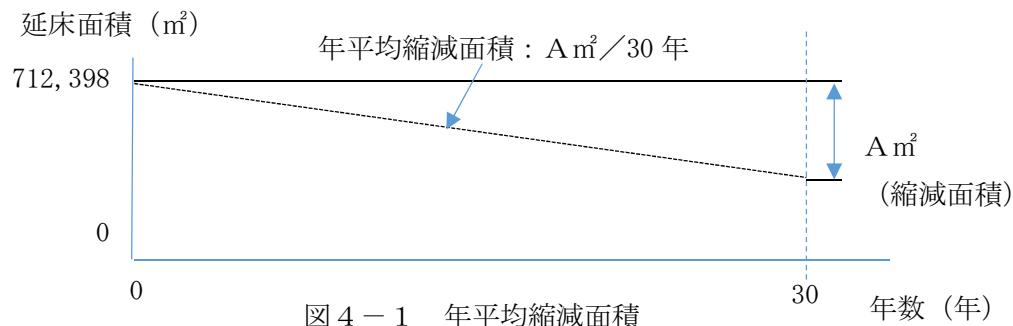
となります。

更新対象である建物を、毎年一定面積ずつ縮減していくことにより、延床面積の合計を定量的に縮減していくものと仮定し、30年間でA m²を縮減するとした場合、

- ・年平均縮減面積は、A m²/30年 となります。

上記より、

- ・年平均の更新必要面積は、年平均の更新対象面積から年平均の縮減面積を差し引き、
11,873 m²/年 - A m²/30年 となります。



(3)今後30年間における更新費用の必要額と不足額

一関市公共施設白書において、普通財産^{※1}を含む全ての建物系施設を、現状の規模のまま大規模改修又は建替えを行い更新していく場合の将来更新費用の必要額について、総務省が公表している「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書」に基づき試算しています。試算結果では、建物系施設の将来更新費用の必要額は今後40年間*で総額3,110.9億円、年平均に換算すると77.8億円/年と試算されています。

前述の(2)のとおり、更新の対象から普通財産を除くこととした場合に、必要となる更新費用を同様の方法で試算すると、今後40年間*で総額2,867.9億円、年平均にすると71.7億円との試算結果となりました（【参考4-2】将来更新費用の算出方法を参照）。

前述の(2)より、年平均更新対象面積11,873m²の更新に71.7億円の費用を要することになることから、毎年A/30m²の面積を縮減していくとした場合、

- ・年平均の更新費用の縮減額は、

$$=71.7 \text{ 億円/年} \times \{(A \text{ m}^2 / 30 \text{ 年}) \div 11,873 \text{ m}^2 / \text{年}\}$$

- ・更新面積の縮減による30年間における更新費用の縮減額は、

$$=71.7 \text{ 億円/年} \times \{(A \text{ m}^2 / 30 \text{ 年}) \div 11,873 \text{ m}^2 / \text{年}\} \times 30 \text{ 年} \quad \text{となります。}$$

- ・更新面積を縮減した場合の30年間における更新費用の必要額は、縮減前の更新費用の必要額から縮減額を差し引き、

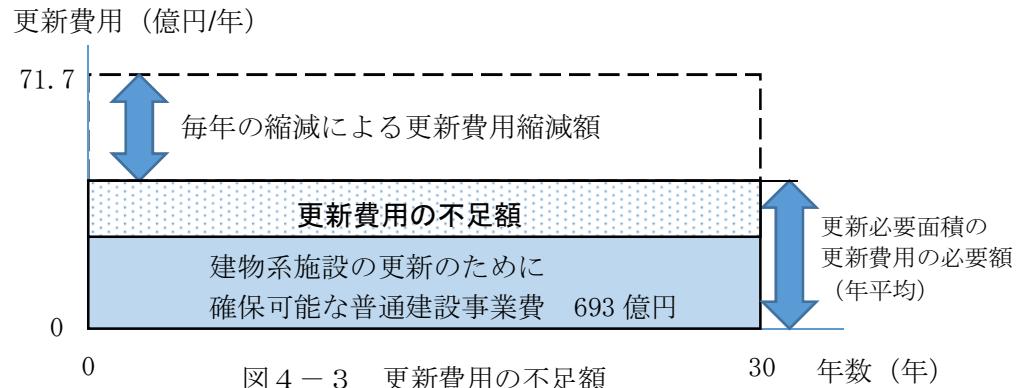
$$=71.7 \text{ 億円/年} \times 30 \text{ 年} - 71.7 \text{ 億円/年} \times \{(A \text{ m}^2 / 30 \text{ 年}) \div 11,873 \text{ m}^2 / \text{年}\} \times 30 \text{ 年}$$

- ・更新面積縮減後における更新費用の不足額は、縮減後の更新費用の必要額から建物系施設の更新のために確保可能な普通建設事業費693億円を差し引き、

$$=71.7 \text{ 億円/年} \times 30 \text{ 年} - 71.7 \text{ 億円/年} \times \{(A \text{ m}^2 / 30 \text{ 年}) \div 11,873 \text{ m}^2 / \text{年}\} \times 30 \text{ 年}$$

$$- 693 \text{ 億円} \quad \cdots \cdots \cdots \text{ (a)}$$

となります。



*更新費用の試算期間（40年間）：更新費用は「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書」に基づき、今後40年間（固定値）の更新費用について算出する仕様となっているため、本計画の計画期間30年間とは異なった期間で試算しているものです。

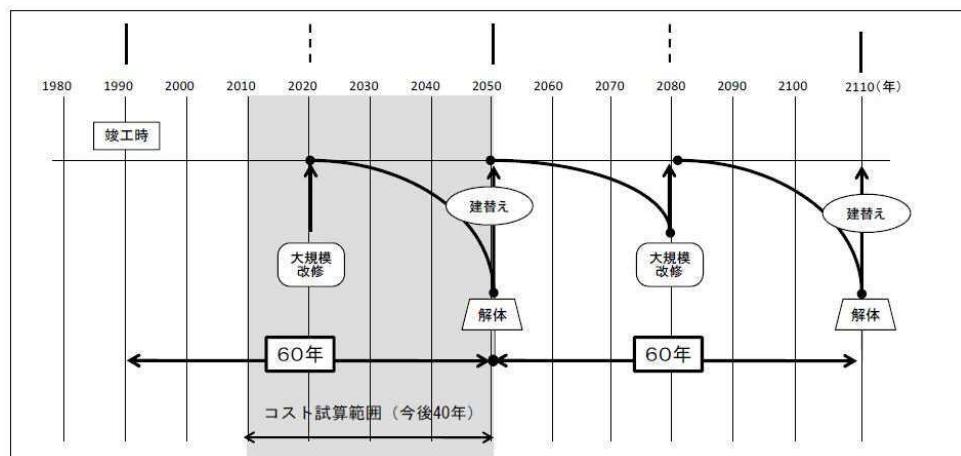
【参考4－2】将来更新費用の算出方法

将来更新費用は、現状の規模のまま以下に掲げるサイクルにより建物の大規模改修及び建替えを行っていく場合について、総務省が公表している「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書」に示されている考え方に基づき試算しています。将来更新費用の試算に関連しての大規模改修・建替えにあたっての費用単価や考え方などの内容については、一関市公共施設白書をご参照ください。

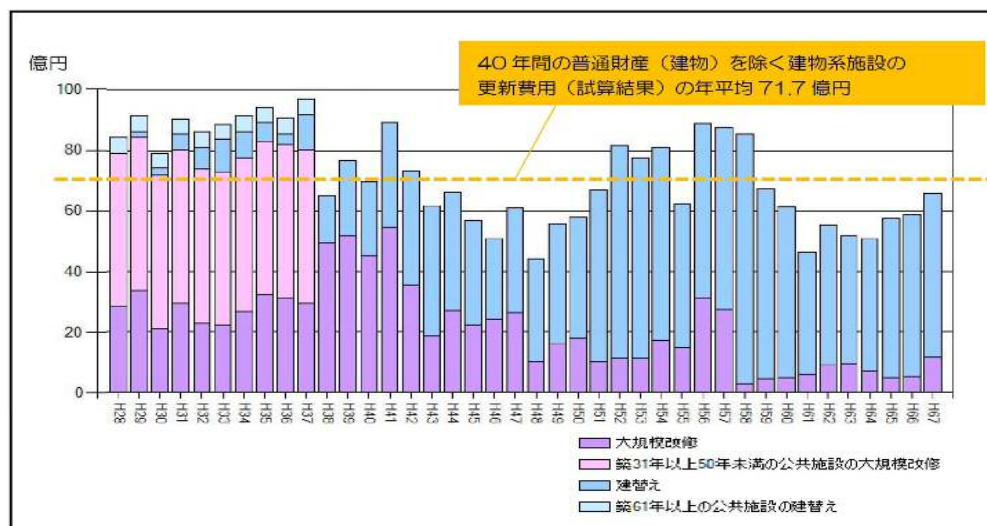
(1) 大規模改修・建替えの時期

建替え	施設の種類や建物構造によらず一律 60 年と設定。
大規模改修	施設の種類や建物構造によらず一律 30 年と設定。

(2) 大規模改修及び建替えサイクルの考え方



建物系施設（普通財産^{※1}を除く）にかかる将来更新費用を試算した結果、今後 40 年間で総額 2,867.9 億円、年平均に換算すると 71.7 億円と試算されました。



(4)今後 30 年間における管理運営費用の縮減額（＝新たな財源）

建物系施設の管理運営には、施設の維持管理費用や事業費などの費用が生じています。普通財産^{※1}を除く建物系施設にかかる管理運営費用は、各施設の収支状況の調査結果等より、年平均 34.5 億円と算出されます（【参考 4-3】建物系施設の管理運営費用について」を参照）。

前述の(2)より、普通財産を除く建物延床面積の合計は、712,398 m²であることから、

- ・1 m²当たりの管理運営費用は、34.5 億円／712,398 m² となります。

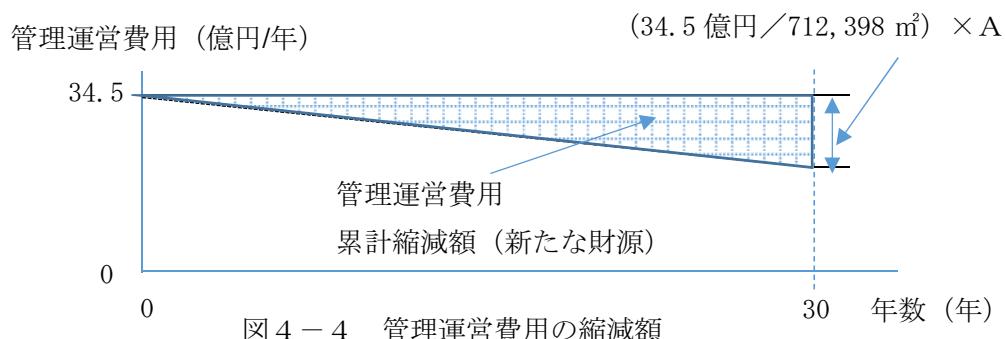
施設の使用を中止した場合、それまで施設の管理運営に要していた費用が不要となることから、1 m²当たりの管理運営費用をもとに管理運営費用の縮減額を求めます。施設を毎年一定面積ずつ縮減していくことにより、延床面積の合計を定量的に縮減していくものと仮定し、30 年間で A m²を縮減するとした場合、

- ・30 年間で A m²を縮減した場合の管理運営費用の累計縮減額は、

$$= (34.5 \text{ 億円} / 712,398 \text{ m}^2) \times A \text{ m}^2 \times 30 \text{ 年} \times 1 / 2 \quad \cdots \cdots \cdot (b)$$

となります。

管理運営費用の累計縮減額は新たな財源として更新費用に充当するものとします。



【参考 4-3】建物系施設の管理運営費用について

管理運営費用は、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間の実績データの平均（施設の設置が平成 25 年度以降の場合はその年度から平成 26 年度までの年数の平均）を用いて算出しています。

施設の管理運営費用 = ②施設における市の支出（人件費を除く） - ①施設における市の収入

①施設における市の収入・・・使用料、目的外使用料、財産貸付料、補助金など

②施設における市の支出・・・施設の維持管理費（報償費、光熱水費、委託料、役務費、使用料及び賃借料、修繕費、工事請負費（少額のもの）など）、事業費 など

なお、医療施設（病院会計）の管理運営費用については、各施設の収支状況の調査を行っていないことから、医療施設（病院会計）以外の施設の管理運営費用（約 34.0 億円／年）と建物延床面積（700,308 m²）から 1 m²当たりの管理運営費用を算出し、これに医療施設（病院会計）の建物延床面積（12,090 m²）を乗じて算出しています。

普通財産を除く建物系施設にかかる管理運営費用は、年平均 34.5 億円と算出されました。

(5)縮減割合の試算

○更新費用の不足額は、前述の(3)より、

$$71.7 \text{ 億円/年} \times 30 \text{ 年} - 71.7 \text{ 億円/年} \times \left\{ (A \text{ m}^2 / 30 \text{ 年}) \div 11,873 \text{ m}^2 / \text{年} \right\} \times 30 \text{ 年} \\ - 693 \text{ 億円} \quad \cdots \cdots \cdots (\text{a})$$

○管理運営費用の累計縮減額（新たな財源）は、前述の(4)より、

$$(34.5 \text{ 億円} / 712,398 \text{ m}^2) \times A \text{ m}^2 \times 30 \text{ 年} \times 1 / 2 \quad \cdots \cdots \cdots (\text{b})$$

と求められています。

上記の更新費用の不足額（a）と管理運営費用の累計縮減額（新たな財源）（b）が均衡する縮減面積Aが、確保可能な財源から算出される縮減が必要な延床面積となります。

更新費用の不足額=管理運営費用の縮減累計額（新たな財源）

上記算式から縮減面積Aを算出すると、 $A = 215,511 \text{ m}^2$ と算出されました。

つまり、30年間における縮減割合は、

$$215,511 \text{ m}^2 \div 712,398 \text{ m}^2 \doteq 30.3\%$$

と算出され、年1%程度の縮減により、30年間で3割程度の縮減が必要という試算結果となりました。

また、縮減面積Aから算出される年平均の更新費用額は、

$$71.7 \text{ 億円/年} - 71.7 \text{ 億円/年} \times \left\{ (A \text{ m}^2 / 30 \text{ 年}) \div 11,873 \text{ m}^2 / \text{年} \right\} \doteq 28.3 \text{ 億円}$$

となります。

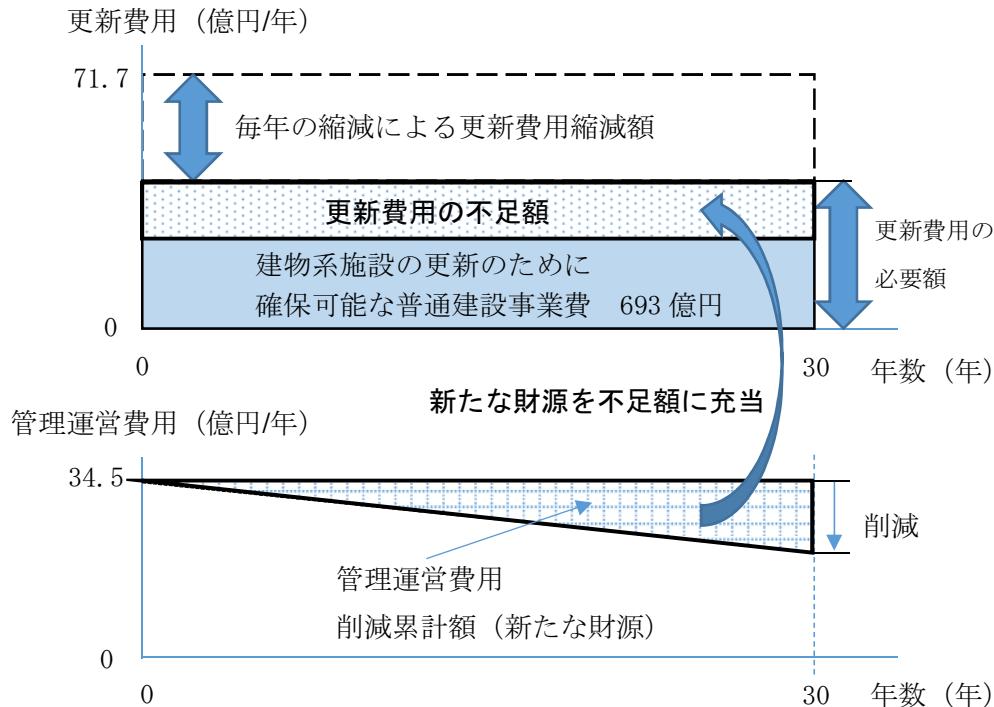


図4-5 更新費用の不足額と新たな財源

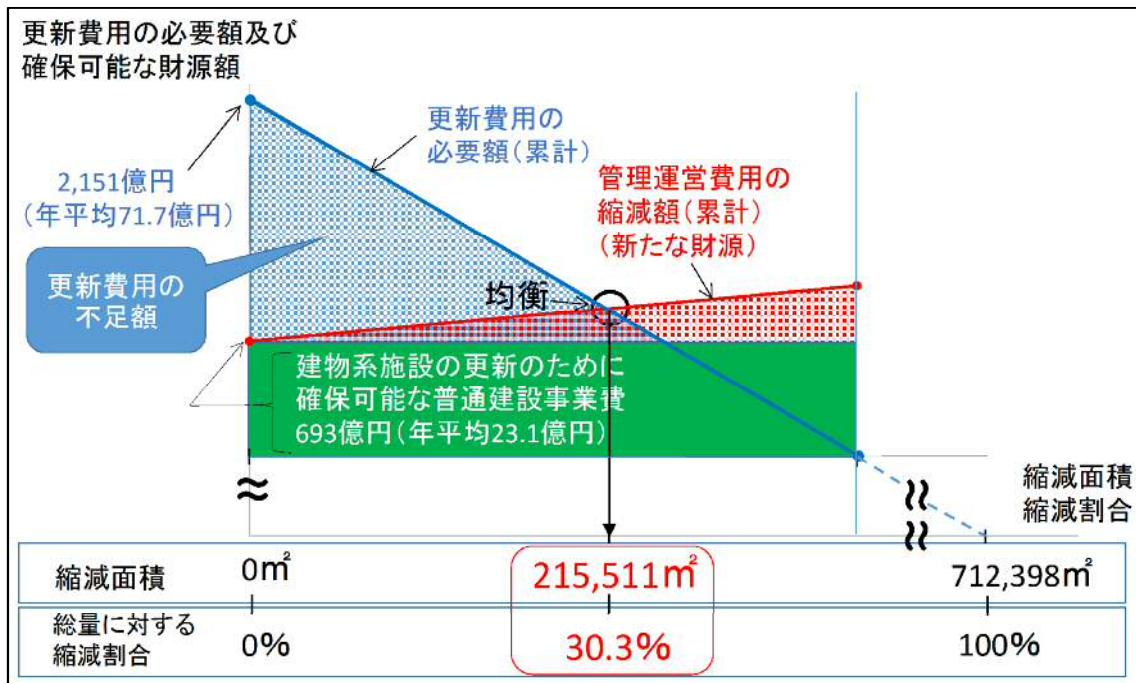


図 4－6 計画期間 30 年間における更新費用と
確保可能な財源の関係（イメージ図）

なお、本試算については、平成 28 年 2 月時点における財政見通しを使用しているほか、今後、国の制度変更や社会情勢の変化なども見込まれることから、必要に応じて見直しを行うこととします。

【参考 4－4】施設の解体費用について

仮に、縮減面積 $A \text{ m}^2$ を全て解体するとした場合における解体費用の必要額を試算してみると、本市の事例から解体費用の 1 m^2 当たりの単価を 38,000 円/ m^2 と見込むと、解体費用の必要額は、 $215,511 \text{ m}^2 \times 38,000 \text{ 円}/\text{m}^2 = 81.9 \text{ 億円}$ と試算されます。年平均にすると約 2.73 億円となります。

前述の(5)において、解体費用の必要額は見込んでいませんが、縮減した建物系施設でその後に利用見込みがないものについては、危険度等を考慮し、解体が必要なものは、財源等の状況を踏まえながら解体を進めていきます。

(6)人口と保有量の比較

本市の人口は、平成 27 年の国勢調査（確定値）において 121,583 人となっています。一関市人口ビジョンにおける将来人口の展望では、平成 52 年に 86,000 人程度を確保することを目標としていることから、単純計算すると、24 年後の人口は約 29.3% 減少することが見込まれます。

また、平成 27 年 4 月 1 日現在において所有する建物系施設の延床面積（普通財産^{※1}を除く）は 712,398 m² となっています。施設の複合化や集約化、統廃合などにより、30 年後の建物系施設の延床面積を 215,511 m² 縮減することとし、これを毎年、定量的に進めるとした場合、年平均の縮減面積は 7,183.7 m² となることから、平成 52 年における延床面積は 539,989.2 m² と算出されます。単純計算すると、24 年後の延床面積は 24.2% の縮減になると算出されます。

上記より、人口の減少割合に比べ建物系施設の延床面積の減少割合の方が少ないという試算結果となります。平成 27 年及び平成 52 年における人口と延床面積を人口一人当たりの延床面積で換算すると、平成 27 年における人口一人当たりの延床面積は 5.86 m²/人となりますが、平成 52 年における人口一人当たりの延床面積は 6.28 m²/人となり、人口一人当たりの延床面積としては、平成 52 年時点のほうが平成 27 年時点より多くなる試算となります。

3. 公共施設等の管理に関する基本的な方針

公共施設等を取り巻く様々な課題を踏まえ、将来にわたり施設を利用した市民サービスを安全かつ持続的に提供していくためには、公共施設等全体の総量の見直しや適正配置、長寿命化など、将来に向けた公共施設等のあり方の検討が必要です。

本市では、次に掲げる5つの方針に基づき取組みを進めることとします。

(1) 【方針1】安全性の確保

《建物系施設》

- ・定期的な点検・診断や計画的な耐震化の推進などにより、施設に求められる機能を維持し、利用者の安心・安全を確保します。
- ・施設を安心・安全に利用できるよう、法定点検、定期点検を引き続き行うとともに、管理者等による日常点検を実施します。
- ・市の耐震改修促進計画に基づき耐震診断、耐震改修を進めます。災害時における防災拠点や避難所等の指定状況も踏まえながら、総合的な視点で耐震化すべき施設の優先度を検討します。
- ・点検・診断等により、危険性が認められた施設については、安全確保の対策を実施します。高度の危険性が認められた施設については、供用廃止も視野に入れ総合的に対応を判断します。
- ・供用廃止となり、また、今後も利用が見込まれない施設については、危険度及び周辺への影響を考慮し、解体が必要な場合は財源等の状況を踏まえながら解体を進めていきます。

《インフラ系施設》

- ・国土交通省など、国から示される技術基準等に準拠しつつ、適正に点検・診断等を実施します。
- ・点検・診断等の結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施します。

(2) 【方針2】機能と数量の最適化

《建物系施設》

- ・これまでの一施設一機能を前提とした「施設重視」の発想から、「機能重視」の発想へ転換を図り、施設の複合化・多目的化・統廃合・転用・廃止なども視野に入れた機能の再編を計画的に推進し、施設数量の見直しを行います。
- ・施設の規模や利用状況等から、施設に必要な機能と行政サービスの水準を検討しながら、旧市町村エリアを越えた配置も視野に入れ、再編を検討します。
- ・施設利用者の範囲や機能が重複する施設は、利用状況や空きスペースの状況等を検証し、統廃合を検討します。機能の異なる施設についても、多目的化、複合化を視野に入れて検討します。
- ・原則として、新規の整備は行わず、新たなニーズへの対応は既存施設の用途の転用や多目的化、複合化などにより対応します。新規整備が必要な場合は、併せて他の施設の縮減を検討することとし、総量が施設整備前を上回らないように努めるものとします。
- ・老朽化等により施設の建替えを検討する際には、他施設との統廃合や複合化等を推進し、法令等に規定がある場合を除き、総量が建替え前を上回らないようにすることを基本とします。
- ・利用状況が低調で、将来においても需要が少ないと見込まれるなど、継続して維持することが難しいと判断される施設については、早期における供用廃止等を推進します。
- ・時代の変化等によって、当初の設置目的と現状にかい離が生じている施設については、機能の見直しを行います。

《インフラ系施設》

- ・インフラ系施設についても、必要性を十分に精査し、将来コストを見据えた保有量に抑えます。

(3) 【方針3】維持保全の最適化

《建物系施設》

- ・施設は目標耐用年数まで使用することを基本に、個別施設ごとの長寿命化等に関する計画を策定し、計画的な施設の維持・修繕に取組みます。
- ・既に個別施設ごとの長寿命化等に関する計画を策定している施設については、今後も確実に計画を実行するとともに、全体最適の考え方のもとに必要に応じて見直しを行います。
- ・今後、個別施設ごとの長寿命化等に関する計画を策定する施設については、全体最適の考え方のもと、従来の壊れてから直す「事後保全型」の考え方から、計画的に直す「予防保全型」の考え方を取り入れた計画を策定し、計画的に修繕、改修を実施します。
- ・点検・診断等によって得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録、蓄積し、今後の効率的なメンテナンスに活用することにより、ライフサイクルコスト^{※3}の削減に取組みます。
- ・施設の維持管理・修繕・更新等の更なる合理化を図るため、新しい技術や考え方の情報収集に努め、導入について検討します。

《インフラ系施設》

- ・個別施設ごとの長寿命化等に関する計画の策定を進め、計画的な維持管理・修繕・更新等に取組みます。
- ・点検・診断等によって得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録、蓄積し、今後の効率的なメンテナンスに活用することにより、ライフサイクルコストの削減に取組みます。

(4) 【方針4】持続性の確保

《建物系・インフラ系施設》

- ・施設利用者の安心・安全を確保し、行政サービスを持続的に提供していくため、今後に充当可能な財源を踏まえた施設保有量の適正化と計画的な維持修繕を推進し、財政負担の縮減・平準化に取組みます。
- ・施設保有量の適正化と長寿命化等に関する計画を策定します。策定した計画は、定期的に進捗管理を行い、必要に応じて見直しを行います。
- ・施設保有量の適正化と長寿命化等に関する計画は、総合計画や財政計画と整合を図るとともに、各分野間の調整を行います。財政負担の平準化を図るとともに、必要に応じ保全水準の見直しを行うなど実行可能な計画とします。
- ・将来の建替え、改築、大規模改修などの大規模な工事に伴い更新費用が増加する時期に備え、財源確保に努めます。
- ・引き続き、効率的で効果的な管理運営によるコスト削減に努めるとともに、適正な受益者負担の検討や未利用資産の貸付、売却による収入確保を図ります。
- ・管理運営等にあたっては、PPP^{*4}やPFI^{*5}など、民間の技術やノウハウ、資金等を活用することにより、サービスの向上や財政負担の軽減が図られる場合については、積極的な活用を検討します。

(5) 【方針5】まちづくりの視点

《建物系・インフラ系施設》

- ・公共施設等のあり方の検討にあたっては、個々の施設の状況や各地域内での配置状況などの情報を積極的に公開し、住民と情報共有を図りながら、地域の実情なども踏まえ、将来のまちづくりを見据えた施設のあり方を検討します。
- ・既存施設の機能集約を基本に考え、複合化や多目的化による行政サービスの維持や効率的な施設運営を推進し、地域防災の視点なども十分考慮した施設のあり方を検討します。
- ・施設の改修等の際は、障がいのある人や高齢者をはじめ、誰もが安全に安心して利用できるユニバーサルデザインを取り入れた施設となるよう努めます。
- ・広域利用が可能な施設については、近隣自治体との公共施設等の共同整備や相互利用などにより、維持管理・整備・運営等の効率化が図られる場合は、広域連携のあり方について検討します。
- ・市民ニーズに対応していくためには、市が保有する資源のみで対応をするのではなく、国や県が管理する施設との連携や民間施設でのサービス提供の可能性を探るなど、まち全体を俯瞰して施策を検討します。

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1. 建物系施設

(1) 市民文化系施設

ア 施設概要

中分類	施設数	主な施設の例
集会施設	109	市民センター、コミュニティセンター、地区会館
文化施設	4	市民文化センター、市民会館、その他文化施設

イ 現状と課題

中分類	現状と課題
集会施設	<ul style="list-style-type: none"> ○市の公共施設の延床面積に占める割合が、学校施設に次いで 10.1%と高くなっています。 ○平成 27 年度における市内全域の市民センターの利用件数は、33,790 件、539,341 人となっており、毎年増加傾向にあります。 ○市民センターは、平成 29 年度に分館から本館へ移行する 3 施設を含め 34 施設あり、うち 10 施設が地域協働体※6 による管理運営を行うこととなっています。今後も地域づくりの拠点施設として、より多く活用される見込みです。 ○利用の形態が専ら当該地域の限られた自治会エリアの利用となっている施設は、地域間の均衡と公平性から地元自治会へ無償貸付又は無償譲渡を促進することとしています。
文化施設	<ul style="list-style-type: none"> ○築 31 年以上の施設が 2 施設あるほか、全ての施設が築 15 年以上経過しており、老朽化が進んでいます。 ○文化センターは、一関地域及び藤沢地域に設置していますが、利用状況及び利用件数に大幅な差があります。 ○今後、人口減少に伴う利用者の減少が見込まれます。

ウ 今後の管理方針

中分類	管理方針
集会施設	<ul style="list-style-type: none"> ○市民センターは、地域づくりの拠点施設として今後も活用される見込みであることから、必要な機能を確保し、長寿命化を図ります。 ○地区別に必要な集会機能については、利用者数や地区の実情などを考慮し見直しを行います。 ○老朽化した施設の建替え更新などの検討にあたっては、他の施設類型の集会機能を含めて集約化を進めることや、他の機能との複合化・多目的化を検討し施設の有効活用を図ります。

	<p>○管理運営にあたっては、地域づくり活動拠点としての機能をより高めるため、指定管理者制度※7の導入を推進します。</p> <p>○利用の形態が専ら当該地域の限られた自治会エリアの利用となっている施設は、地域間の均衡と公平性から地元自治会へ無償貸付又は無償譲渡を促進します。</p>
文化施設	<p>○文化施設は、単一施設又は複合施設の別や、施設ごとの利用度が大幅に異なる状況であることを考慮し、それぞれの特徴や有する機能等を検証のうえ、今後のあり方を検討します。</p> <p>○藤沢文化センターは、指定管理者制度の導入を含め、効率的・効果的な管理運営手法を検討します。</p>

(2) 社会教育系施設

ア 施設概要

中分類	施設数	主な施設の例
図書館施設	8	図書館
博物館等施設	7	博物館、郷土資料館、文化財施設、その他資料館

イ 現状と課題

中分類	現状と課題
図書館施設	<ul style="list-style-type: none"> ○蔵書冊数が蔵書能力を上回っている図書館があり、書架の増設及び書架を設置するスペースが必要となっているなど、今後も伸び続ける蔵書冊数への対応が課題となっています。 ○築 31 年以上の施設が 2 施設（大東図書館及び千厩図書館）あり、老朽化により施設の補修頻度が高まっています。
博物館等施設	<ul style="list-style-type: none"> ○博物館では、収蔵品の増加に伴い、これらを保管する場所の確保が必要となっています。 ○経年劣化により施設の修繕が必要となっています。

ウ 今後の管理方針

中分類	管理方針
図書館施設	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者数等を勘案し、施設の適正規模を検討します。併せて、サービス低下を最低限にとどめるため、配本所の増設など代替サービス案について検討します。 ○また、業務委託の導入を含め、効率的・効果的な管理運営手法を検討します。
博物館等施設	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の維持管理に、相応のコスト負担が生じている状況を踏まえ、入館者数の増加策を検討します。 ○収蔵品の保管場所については、廃校校舎等の未利用施設の活用を検討します。 ○施設の更新にあたっては、他の施設への機能の集約なども視野に入れ、慎重に検討を行います。 ○管理運営にあたっては、指定管理者制度^{※7}の導入を含め、効率的・効果的な管理運営手法を検討します。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

ア 施設概要

中分類	施設数	主な施設の例
スポーツ施設	5 2	プール、野球場、テニスコート、多目的グラウンド、体育館、武道館、パークゴルフ場、ゲートボール場、クラブハウス
レクリエーション施設・観光施設	2 5	キャンプ場、広場、宿泊研修施設、観光施設
保養施設	2	保養施設

イ 現状と課題

中分類	現状と課題
スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大多数の施設が、指定管理者による管理・運営となっています。 ○ 野球場は市内に 8 施設あり、一部ナイター設備のない施設もありますが、利用者は多い状況です。施設の老朽化が進んでいますが、要望によりスコアボードやトイレ等の改修を行っています。 ○ テニスコートは市内に 11 施設あり、昭和末期から平成初期に整備されたものが多く、老朽化が進んでいます。クレーコートについては、利用者が少ない状況です。 ○ 多目的グラウンドは、全体的に利用者が少ない状況です。 ○ 体育館は市内に 13 施設あり、2 施設以上の体育館がある地域もあります。このほか、市民センターの付属体育館もあります。
レクリエーション施設・観光施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者や県外利用者の多い施設がある一方、利用時期が限られるため、年間を通しての利用者が少ない施設もあります。 ○ 観光施設は、施設の老朽化により機械設備等の補修頻度が高まっています。 ○ 宿泊研修施設は、災害ボランティア受け入れ施設として、宿泊利用が大幅に増えた施設もあります。
保養施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設や設備の老朽化等により不具合が生じてきています。修繕には多額の費用が掛かることから、長期的かつ計画的に修繕工事等を行っていく必要があり、今後の利活用について検討する必要があります。

ウ 今後の管理方針

中分類	管理方針
スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民が利用するスポーツ施設については、利用状況や配置状況などを考慮して今後の更新を検討していきます。 ○特に、著しく利用が少ない施設や利用者に偏りがある施設、維持管理に高額な費用が掛かる施設については、見直しを検討していきます。 ○平成 28 年 3 月に策定した「一関市生涯スポーツ振興計画（平成 28 年度～32 年度）」に基づき、スポーツ振興に取り組むとともに、施設維持のための適切な受益者負担について検討します。
レクリエーション施設・観光施設	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者にとって快適な環境を整えるため、施設の現状を確認しながら維持補修等を行い、施設の機能維持を図ります。 ○利用者の少ない施設については、廃止等も視野に入れ今後のあり方を検討します。 ○宿泊研修施設は、指定管理者制度※7 の導入を含め、効率的・効果的な管理運営手法を検討するとともに、施設の費用対効果を検証し、廃止も視野に入れ、慎重に検討を行います。
保養施設	<ul style="list-style-type: none"> ○今後も一定の利用者を確保し、サービスの低下をきたさない安定的な経営を行うため、計画的に設備の維持補修を行います。 ○利用が少ない施設については、廃止等も視野に入れ、慎重に検討を行います。

(4) 産業系施設

ア 施設概要

中分類	施設数	主な施設の例
産業系施設	3 4	農業振興施設、堆肥センター、牧野、商業振興施設、工業振興施設、職業訓練施設、勤労会館

イ 現状と課題

中分類	現状と課題
産業系施設	<ul style="list-style-type: none"> ○約半数の施設が、指定管理者による管理・運営となっており、指定管理者制度^{※7}の導入が比較的進んでいます。 ○農業振興施設等は、地域の状況や利用者の意向等を踏まえて管理を行っていますが、各施設とも老朽化が共通の課題となっており、安全性を確保するため適切な修繕等を行う必要があります。 ○商業振興施設には、明治から大正にかけて建設された施設もあり、老朽化が進んでいます。 ○工業振興施設は、企業等への貸付施設が主であり、比較的新しい建物が多い状況です。施設や設備の老朽化は利用者の生産活動等に影響を与えることから、適切な管理が必要です。 ○職業訓練施設は、労働力人口の減少に伴う訓練者数の減少が見込まれます。 ○勤労会館は、老朽化に伴う不具合が生じてきていることから、今後改修工事が必要となります。

ウ 今後の管理方針

中分類	管理方針
産業系施設	<ul style="list-style-type: none"> ○市内産業のインフラとしての機能を果たしているものもあるため、市内産業などの動向も鑑み更新を検討していきます。 ○施設の更新の検討にあたっては、類似施設との集約化や他の機能との複合化・多目的化を検討し、施設の有効活用を図ります。 ○勤労会館は、利用者数が年々減少していることから、施設の費用対効果を分析し、類似施設等との統合などを検討します。 ○職業訓練施設は、施設の集約も含めた今後のあり方について、関係団体との協議を進めながら慎重に検討していきます。 ○管理運営にあたっては、指定管理者制度の導入を含め、効率的・効果的な管理運営手法を検討します。

(5) 学校教育系施設

ア 施設概要

中分類	施設数	主な施設の例
学校施設	60	小学校、中学校 ※閉校校舎を含む。
その他教育施設	7	学校給食センター、教職員公舎

イ 現状と課題

中分類	現状と課題
学校施設	<ul style="list-style-type: none"> ○平成17年9月の市町村合併時（平成23年に合併した藤沢町も含む）には小学校が51校、中学校が20校でしたが、統廃合などにより、平成28年4月現在では小学校は33校、中学校は17校となっています。 ○市の公共施設の延床面積に占める割合が34.1%と一番高く、築31年以上の施設の割合も43.0%と高くなっています。 ○少子化が進んでいることから、望ましい学校規模や学校配置について、今後も地域と協議を進める必要があります。 ○再編終了後の施設の長寿命化、児童・生徒数の減少により余剰となる教室の活用について検討が必要です。
その他教育施設	<ul style="list-style-type: none"> ○学校給食センターは、平成18年度時点で、自校式給食が8校、ミルク給食が5校、小中共同調理場が2校、学校給食センターが9施設でしたが、平成28年度より、6か所の学校給食センターから市立小中学校へ提供する体制を整えました。 ○児童・生徒数の減少に伴い、提供給食数の減少が想定されます。 ○教職員公舎は、平成28年度末までに用途を廃止し普通財産とする予定です。

ウ 今後の管理方針

中分類	管理方針
学校施設	<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設は、各地域との協議により検討された統廃合の方向性に基づき、施設管理を行います。 ○国の学校施設の長寿命化に関する指針で示されている目標使用年数での利用を図るため、優先順位を決めて、維持補修を行うとともに、大規模改修を行い、施設の長寿命化を図ります。 ○学校施設は、公共施設の中でも大規模な施設であり、地区の中核的な施設でもあることから、余裕教室の有効活用や更新を行う際には周辺施設との機能の複合化を図るなどの検討を行います。
その他教育施設	<ul style="list-style-type: none"> ○学校給食センターは、安定的な給食の提供ができるよう、各施設の老朽化する給食調理設備・備品の計画的な更新を行います。 ○児童、生徒数の減少により発生する調理能力の余剰分の活用を検討します。

(6) 子育て支援施設

ア 施設概要

中分類	施設数	主な施設の例
幼保・こども園	27	幼稚園、保育所、こども園
幼児・児童施設	18	児童館、へき地保育所、児童クラブ、子育て支援センター、児童発達支援事業所

イ 現状と課題

中分類	現状と課題
幼保・こども園	<p>○平成28年4月現在における市立幼稚園の園数は、10園となっています。市民ニーズの多様化などにより、市立幼稚園の定員充足率は約32%となっています。</p> <p>○築31年以上経過している幼稚園施設は4施設あり、園舎の老朽化が進んでいます。こども園化も含め今後の方針を検討します。</p> <p>○保育所、こども園については、入所児童が減少した保育所の閉園、保育所とへき地保育所等がこども園に施設統合した結果、平成28年4月現在、保育所14施設、こども園3施設となっています。</p> <p>○施設の入所児童数については、平成27年度から子ども・子育て支援新制度となり、保育施設の需要が高まっていますが、少子化の進行により将来的に減少していくものと見込まれます。</p> <p>○築31年以上経過している保育所及びこども園が合わせて7施設あり、老朽化が進んでいるため、少子化の進行により入所児童数が減少する保育所等については、施設の統廃合を検討する必要があります。</p>
幼児・児童施設	<p>○入所児童が減少した児童館、へき地保育所の閉園等を行った結果、平成28年4月現在、児童館3施設、へき地保育所2施設となっています。児童館、へき地保育所ともに施設の老朽化が進んでいます。</p> <p>○児童館（保育型）、へき地保育所は入所児童数が減少しています。へき地保育所2施設は、いずれも入所児童数が10人以下となっており、少子化の進行による入所児童数の大幅な減少が見込まれます。</p> <p>○放課後児童クラブについては、市内に18クラブがあり、そのうち9クラブが公設となっています。平成27年度から利用対象児童が小学3年生までから小学6年生までに拡大されています。</p> <p>○放課後児童クラブは、平成27年度から子ども・子育て支援新制度の事業とされ、新制度に対応するため条例で設備及び運営に関する基準を定めていますが、児童1人当たりの面積等の基準を満たしていない児童クラブがあります。</p>

	<p>○専用施設を利用している放課後児童クラブは、施設の老朽化に対応する必要があります。</p> <p>○平成 27 年 4 月から、一関保健センター内に一関子育て支援センターを開設し、職員 5 名体制で受け入れをしており、毎日 40～50 名の利用者があります。</p> <p>○花泉子育て支援センター及び室根子育て支援センターは、幼稚園等に併設されていますが、職員は常駐しておらず、週 1～2 回の子育てひろば事業実施時のみ利用しています。</p>
--	--

ウ 今後の管理方針

中分類	管理方針
幼保・こども園	<p>○幼稚園は、園舎の老朽化が進んでいることや定員充足率の低下など課題があることから、施設の統廃合やこども園化など総合的な対策について検討します。</p> <p>○保育所は、幼稚園との認定こども園への移行も含め、施設の新築、改修等の必要性を検討します。また、少子化の進行状況をみながら、一定規模による保育を維持していくため、各地域の実情に応じ、施設の統廃合を検討します。</p>
幼児・児童施設	<p>○児童館、へき地保育所は、入所児童数の大幅な減少が見込まれるため、全ての施設の統廃合を検討します。</p> <p>○放課後児童クラブについては、専用施設の整備ではなく、小学校の余裕教室等を活用する基本方針で、該当する学校と協議を進めています。</p> <p>○花泉子育て支援センター及び室根子育て支援センターについては、併設施設での一体的な管理とし、幼稚園等への統合を検討します。</p>

(7) 保健・福祉施設

ア 施設概要

中分類	施設数	主な施設の例
高齢福祉施設	7	老人福祉センター、介護予防センター
障害福祉施設	1	障害福祉施設
保健施設、その他 保健・福祉施設	7	保健センター、その他保健・福祉施設

イ 現状と課題

中分類	現状と課題
高齢福祉施設	<p>○老人福祉センター 3 施設は、高齢者の趣味活動、老人クラブ活動等のほか、介護予防事業等の会場としても利用されていますが、いずれも築 31 年以上経過し、老朽化が進んでいます。</p> <p>○介護予防センター 2 施設は、介護予防教室の開催、健康増進事業、世代間交流事業やその他介護予防に関する事業を実施しています。建築後おおむね 15 年を経過しています。</p>
障害福祉施設	<p>○サン・アビリティーズ一関は、障がい者以外の利用も多い状況です。築 31 年以上経過しているため、施設修繕も年々増加しています。</p>
保健施設、その他保健・福祉施設	<p>○一関地域以外の保健センターは、築 15 年以上経過した施設が多く、施設修繕が年々増加しています。また、著しく老朽化が進んでいる施設もあります。</p> <p>○一関地域以外の保健センターに市職員は常駐していませんが、大東、東山、室根地域は市社会福祉協議会に貸出し許可を行っており、社会福祉協議会職員が常駐しています。</p> <p>○花泉総合福祉センターは、地域の福祉・文化活動の場として年間約 18,000 人に利用されていますが、建築後 40 年が経過し、老朽化が進んでいます。市社会福祉協議会が指定管理により管理運営を行っており、同会の職員が常駐しています。</p>

ウ 今後の管理方針

中分類	管理方針
高齢福祉施設	<p>○老人福祉センターは、施設の老朽度や利用状況を踏まえ、他施設への機能の集約や廃止等も視野に入れ、今後のあり方を検討します。</p> <p>○介護予防センターは、介護予防事業の方向性、地域での利活用の見込みを踏まえ、指定管理者制度※7 の導入を含め効率的・効果的な管理運営方法を検討します。</p>

障害福祉施設	○利用状況を踏まえ、障がい者の社会参加と理解促進を図るため、効率的な利活用方法を検討するとともに、修繕による長寿命化を図ります。
保健施設、その他保健・福祉施設	<p>○職員が常駐していない又は老朽化している保健センターについては廃止も視野に入れ、効率的な利活用方法を検討していきます。</p> <p>○花泉総合福祉センターは、引き続き、指定管理者制度^{※7}による管理運営と計画的な修繕による長寿命化を図ります。</p>

(8) 医療施設

ア 施設概要

中分類	施設数	主な施設の例
医療施設	5	診療所、歯科診療所

イ 現状と課題

中分類	現状と課題
医療施設	○診療所 3 施設、歯科診療所 2 施設は、他に医療機関がない地域での保健医療の拠点としての役割を担い、地域住民の医療の確保に寄与していますが、築 15 年以上経過しているため、施設修繕などの経費が増加しています。

ウ 今後の管理方針

中分類	管理方針
医療施設	○各診療所は、地域住民の医療の確保に不可欠な施設であることから、経営の健全化を図りながら、適正に管理を行っていきます。

(9) 行政系施設

ア 施設概要

中分類	施設数	主な施設の例
庁舎等施設	8	市庁舎
消防施設等	208	消防署、防災センター、コミュニティ消防センター、屯所、水防倉庫

イ 現状と課題

中分類	現状と課題
庁舎等施設	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村合併以降、全地域の庁舎を本庁舎及び各地域の支所庁舎として設置していますが、築31年以上の施設が5施設と多くなっています。 ○本庁舎は築35年以上を経過しており、また、千厩支所庁舎、東山支所庁舎についても、築31年以上経過し、給排水設備、空調自動制御設備の劣化など設備等の老朽化が目立ちます。 ○現在使用している庁舎は、耐震性の基準をクリアしており、また、設備更新などの長寿命化や、照明改修等の省エネ化に向けた取り組みも実施しています。
消防施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○消防署は、平成18年4月に4消防署、5分署（平泉分署含む）、1分遣所体制となっています。消防活動は、火災、救急、救助等と広範囲にわたり、人口減少にも関わらず救急件数は増加しています。 ○防災センターは、市民の防災に関する知識及び普及並びに防災意識の高揚を図るために設置していますが、今後、同一敷地内にある分遣所との施設の統廃合を検討する必要があります。 ○屯所は、平成28年4月1日現在で186棟となっています。屯所の老朽化等とともに更新状況は、地域によってばらつきがあります。今後も消防団員の減少が予想されるため、団員数に応じた屯所の統廃合を検討する必要があります。

ウ 今後の管理方針

中分類	管理方針
庁舎等施設	<ul style="list-style-type: none"> ○本庁舎は、行政サービスの提供の場として、また、全市的な防災の拠点として長期間にわたり機能を確保します。 ○支所庁舎は、行政サービスの提供の場として、また、地域防災の拠点としての機能を確保するとともに、余裕スペースについては、有効活用を検討します。

	<p>○老朽化した施設の建替えについては、人口規模に応じた適切な規模を検討し、規模の縮小等による建設費と維持費の削減を図ります。</p>
消防施設等	<p>○消防署は、救急件数の動向、人口、地勢、道路事情、市街地等の形状や面積、集落の分布状況及び災害対応を考慮しながら、施設数や建替えを検討します。</p> <p>○防災センターは、同一敷地内にある分遣所との統廃合を検討します。</p> <p>○屯所については、現行の耐震基準導入以前に建設された屯所の優先的な更新を計画し、消防団員数に応じた施設数を検討します。</p> <p>○火災等の災害時に市民の生命や財産を守るため、適切に施設の更新、維持補修を行うとともに、可能なものは将来的に他施設との複合化を検討します。</p>

(10) 公営住宅施設

ア 施設概要

中分類	施設数	主な施設の例
公営住宅施設	55	市営住宅、特定公共賃貸住宅

イ 現状と課題

中分類	現状と課題
公営住宅施設	<ul style="list-style-type: none">○市の公共施設の延床面積に占める割合が、学校施設、集会施設に次いで 9.2% と高くなっています。また、築 31 年以上の施設が 33 施設と多くなっています。○全体的に老朽化が進んでいるため、今後、施設の大規模改修や更新等の経費の増加が懸念されます。○老朽化による要解体施設の計画的な解体と、入居需要に応じた建替え又は住み替えが必要です。○人口減少に伴い、入居者の総数は減少していくことが見込まれますが、入居世帯の高齢化が進み、バリアフリー化やエレベーターの設置が課題となっています。

ウ 今後の管理方針

中分類	管理方針
公営住宅施設	<ul style="list-style-type: none">○入居需要に応じた民間賃貸住宅、空き家などの活用（住み替え）の検討を行い、用途廃止住宅の解体及び建替えを順次進めます。○高齢化への対応及び施設の長寿命化を目的とした改修を検討します。○管理運営にあたっては、指定管理者制度^{※7}の導入により、コストの縮減と市民サービスの向上を図ります。

(11) 公園施設

ア 施設概要

中分類	施設数	主な施設の例
公園施設	64	市公園、都市公園、農村公園

イ 現状と課題

中分類	現状と課題
公園施設	<ul style="list-style-type: none">○開発行為により、新たな公園が整備されているほか、現在も公園の整備事業を進めています。○施設の老朽化に伴い、修繕費等の維持管理費が増加傾向にあります。また、遊具の安全性を確保するため、点検箇所数も増加しています。○地域に依頼している清掃管理業務委託が、担い手不足により確保できなくなりつつあります。

ウ 今後の管理方針

中分類	管理方針
公園施設	<ul style="list-style-type: none">○国の公園施設長寿命化計画策定方針をもとに、維持管理及び更新に関する個別計画を策定し、施設の適正かつ効率的な維持管理とコストの縮減を図ります。○公園が地域コミュニティの場となるよう、地域協働体※6への指定管理による管理・運営を検討します。○利用頻度の少ない公園は廃止を検討します。

(12) 道路・河川施設

ア 施設概要

中分類	施設数	主な施設の例
道路施設	3	市道管理施設
河川施設	6	排水機場、その他河川管理施設

イ 現状と課題

中分類	現状と課題
道路施設	○道路通行者の休息等に利用されており、施設の老朽化に伴う修繕費用が課題となっています。
河川施設	○排水機場 4 施設の維持管理費は、降雨の状況により増減します。特にも近年、局地的豪雨による排水や、温暖化に伴う冬期間の降雨による排水が多くなり、その稼働状況によりポンプ等排水機器の修繕費用も増える傾向にあります。 ○築 31 年以上経過している施設が 2 施設あり、老朽化が進んでいます。 ○設備の更新と併せ、老朽化した施設の改修が必要です。

ウ 今後の管理方針

中分類	管理方針
道路施設	○地域住民との協働による周辺の環境整備を推進します。
河川施設	○4 施設の受益地がそれぞれ違うことなどから、統廃合は困難であり、有効な代替策もないため、現有排水機場の施設・設備の詳細な点検を行い、必要に応じて可能な修繕及び更新をすることにより、適正に維持管理を図ります。 ○ポンプ・動力機器の修繕や更新費用は高額であることから、補助事業（県営基幹水利施設ストックマネジメント事業）を導入し、機能診断と機能保全計画を策定のうえ、計画的に設備の更新や建屋の改修を行い、長寿命化を図ります。

(13) 運輸・通信施設

ア 施設概要

中分類	施設数	主な施設の例
市営バス施設	8	管理棟、バス待合所、車庫
情報通信施設	4	防災行政情報システム、テレビ受信施設

イ 現状と課題

中分類	現状と課題
市営バス施設	<ul style="list-style-type: none"> ○バス利用者数は減少傾向にありますが、移動手段を持たない市民生活の足を確保するため、公共交通は必要不可欠なインフラとして維持が必要です。 ○木造のバス待合所については、老朽化に伴う修繕費用が見込まれ、それ以外の施設についても、老朽化が見込まれるため施設の改修が必要です。
情報通信施設	<ul style="list-style-type: none"> ○防災行政情報システム 3 施設のうち、築 31 年以上経過した施設が 1 施設ありますが、改修工事等を実施しています。 ○テレビ受信施設は、指定管理者による管理・運営を行っています。今後、少子高齢化の進行に伴い加入者数の減少が予想され、同施設の管理運営への影響が懸念されます。

ウ 今後の管理方針

中分類	管理方針
市営バス施設	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 26 年 2 月に策定した「一関市地域公共交通総合連携計画」に基づき、バス路線の廃止が決定された場合は、当該関連施設も廃止します。 ○バス待合所は、路線が存続する間は老朽度に応じて維持補修を行い、管理棟及び車庫については、路線存続の間は改修等により長寿命化を図ります。
情報通信施設	<ul style="list-style-type: none"> ○防災行政情報システムは、老朽化に応じた維持補修を行い、長寿命化を図ることを検討します。 ○テレビ受信施設は、現行の放送等を維持していくためには、機器の更新が必要不可欠であるため、機器の更新計画を策定し対応していきます。また、施設の譲渡等を含めた将来的な施設のあり方について検討します。

(14) 下水道施設

ア 施設概要

中分類	施設数	主な施設の例
下水道施設	16	下水道処理施設

イ 現状と課題

中分類	現状と課題
下水道施設	<p>○公共下水道は一関、花泉、大原、摺沢、千厩、東山、川崎の計7処理区で整備されており、岩手県管理の一関浄化センターを除き、処理区ごとに計6か所の処理場が稼動しています。</p> <p>平成27年度末時点の汚水処理人口は43,897人、汚水処理人口普及率(汚水処理人口/行政人口)は36.1%となっています。</p> <p>供用開始後20年以上経過した施設では、コンクリートの劣化や電気、機械設備の老朽化などにより修繕が必要です。</p> <p>○農業集落排水は、黒沢、西黒沢、白崖、原前、日形、興田、猿沢、七日町、二日町の計9処理区で整備されており、処理区ごとに計9か所の処理場が稼動しています。黒沢処理区は、平成29年度から公共下水道に接続し、処理場は廃止します。建物は解体・撤去となる予定です。</p> <p>供用開始後20年以上経過した施設では、コンクリートの劣化や電気、機械設備の老朽化などにより修繕が必要です。</p>

ウ 今後の管理方針

中分類	管理方針
下水道施設	<p>○公共下水道については、汚水処理施設の保守点検を計画的に実施し、修繕や改修が必要な箇所を事前に把握するよう努めます。</p> <p>また、ストックマネジメント^{※8}の手法による施設管理を進め、計画的、効率的な施設更新や改築を行います。</p> <p>○農業集落排水は、汚水処理施設の保守点検を計画的に実施し、修繕や改修が必要な箇所を事前に把握するよう努めます。</p> <p>また、最適整備構想^{※9}に基づき計画的な施設更新や改築を行います。</p> <p>西黒沢・原前の各処理区の公共下水道への接続により、施設管理の効率化を図ります。</p>

(15) その他施設

ア 施設概要

中分類	施設数	主な施設の例
その他施設	67	駐車場、駐輪場、車庫・倉庫、公衆便所

イ 現状と課題

中分類	現状と課題
その他施設	<ul style="list-style-type: none">○駐車場の利用者は毎年増加傾向にあり、特定の駐車場では長時間満車となる状況となっています。○駐車場及び駐輪場の舗装や建物の劣化等により、改修が必要な状況です。○公衆便所は、市内の観光地を訪れた観光客が利用することも多く、また、外国人観光客が年々増加していることもあります。トイレの洋式化が求められています。排水設備等の故障に対し、その都度修繕を行っていますが、今後も継続して修繕等が必要になると予想されます。

ウ 今後の管理方針

中分類	管理方針
その他施設	<ul style="list-style-type: none">○駐車場及び駐輪場については、指定管理者制度※7の導入を含め、効率的・効果的な管理運営手法を検討します。○公衆便所は、衛生面や老朽度に応じて修繕を行い、利便性の向上を図ります。

(16) 医療施設（病院会計）

ア 施設概要

中分類	施設数	主な施設の例
医療施設 (病院会計)	1 3	病院、介護施設、老人ホーム、グループホーム、その他

イ 現状と課題

中分類	現状と課題
医療施設 (病院会計)	<ul style="list-style-type: none"> ○病院及び老人保健施設（施設内に訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、高齢者総合相談センターを開設）は、築 20 年以上経過し、設備の老朽化が顕著になっています。 ○特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターは、築 30 年経過し、経年劣化に伴う建物設備の老朽が著しいため、早急に改修計画をまとめ、実施する必要があります。 ○グループホームは、築 13 年経過し、必要に応じて修繕がなされています。 ○地域の高齢化が進む現状において、医療・介護事業の必要性が高まることが見込まれ、計画的な老朽化対策や安全対策、また施設利用の環境改善が求められています。

ウ 今後の管理方針

中分類	管理方針
医療施設 (病院会計)	<ul style="list-style-type: none"> ○病院及び老人保健施設、特別養護老人ホーム、グループホームは、利用者である市民が療養や生活をする施設であることから、入院・入所の状況、将来の見通しを十分に検討し、改築等の対応を判断します。 ○デイサービスセンターは、特別養護老人ホームに併設されており、特別養護老人ホームと一体として改築等の対応を判断します。 ○築 20 年を経過した施設は、計画的な老朽化対策を実施するとともに、入院・入所の状況の状況を踏まえ、大規模改修の必要性を検討していきます。

(17) 普通財産^{※1}（建物）

ア 施設概要

中分類	施設数	主な施設の例
建物	140	建物

イ 現状と課題

中分類	現状と課題
建物	<ul style="list-style-type: none">○主に、施設等の統廃合や老朽化等により、行政財産^{※2}の用途を廃止した施設について、普通財産として引き継ぎ、管理を行っています。○「自治集会所として使用する公の施設に係る管理主体の適正化」により、少数の自治会エリアの利用となっている施設のうち、施設の設置目的が達成された公の施設については、平成28年度より普通財産として管理を行っています。○旧市営住宅など、老朽化が著しい施設については、早期の解体を要しますが多額の費用が生じます。○統廃合後に用途廃止し普通財産となった学校施設（以下、「閉校校舎等」という。）については、施設が大きいことから、改修して再利用するには多額の費用が生じます。○公共施設の統廃合などにより、今後も普通財産として管理する施設が増加していくことが見込まれます。

ウ 今後の管理方針

中分類	管理方針
建物	<ul style="list-style-type: none">○老朽化が著しい施設については、計画的に解体を行います。○閉校校舎等のうち利活用が可能な施設で、市や地域での利用が見込めないものについては、利活用事業者の公募を行い、閉校校舎等の利活用の促進に努めます。○閉校校舎等のうち、利活用事業者により利活用されている施設については、売却の可否を検討します。○その他の普通財産については、利活用を促進するほか、状況によつては売却や解体も検討していきます。

2. インフラ系施設

(1) 道路

ア 施設概要

項目	施設数	主な施設
施設概要	—	※第2章 公共施設等の現状と将来の見通し ⇒「2. インフラ系施設の整備状況」 ⇒「(1)道路」及び「表2-4 インフラ系施設の状況」 を参照 (P 7)

イ 現状と課題

種別	現状と課題
道路 ※トンネルや大型 カルバート等の構 造物を含む。	○国県道バイパス等整備による国県道から市道への移管等により、年々路線数や延長が増加していることや、老朽化した路線が増加し、全ての路線を安全に維持管理することが年々難しくなっています。 ○人口減少社会の進展により、1路線当たりの交通量は減少すると見込まれるが、道路施設の老朽化が進行し、舗装、構造物の補修工事が今後本格的に増加することに伴い、維持管理費の増大・集中的な発生が予想されます。

ウ 管理に関する基本方針

種別	基本方針
道路 ※トンネルや大型 カルバート等の構 造物を含む。	○道路インフラ長寿命化計画を策定し、予防保全型の維持管理を行いながら、長寿命化によるトータルコストの縮減と維持補修費の平準化を図ります。 ○策定した道路インフラ長寿命化計画は、必要に応じて見直しを行いながら、より効率的な維持管理を目指します。 ○新たな道路整備から既存道路の維持管理への転換を図ります。 ○管理重点路線の検討等を地元と共に考え、地域協働による道路維持管理のあり方についても検討していきます。

(2) 橋りょう

ア 施設概要

項目	施設数	主な施設
施設概要	一	※第2章 公共施設等の現状と将来の見通し ⇒「2. インフラ系施設の整備状況」 ⇒「(2)橋りょう」及び「表2-4 インフラ系施設の状況」 を参照（P7）

イ 現状と課題

種別	現状と課題
橋りょう	<ul style="list-style-type: none"> ○橋長15m以上の橋りょうについては、平成24年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定しています。 ○橋長15m未満の橋りょうについては、平成27年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定しています。 ○橋りょうを含めた道路構造物について、道路法の規定に基づき、5年に一度、近接目視を基本とした定期点検を実施していきます。 ○管理する橋りょうの全体数は減少しないことから、老朽化の進展により維持管理に必要な財源確保が課題になります。

ウ 管理に関する基本方針

種別	基本方針
橋りょう	<ul style="list-style-type: none"> ○橋りょうの健全度及び重要度を合わせた総合的な順位付けにより、優先順位を決め補修工事等を進めます。 ○策定した橋梁長寿命化修繕計画は、今後の定期点検・診断結果を踏まえて見直しを行いながら、計画的かつ適切な維持管理に努めます。 ○点検・診断・記録・措置といった維持管理のサイクルを確実に実施し、予防保全型への維持管理を進め、橋りょうの耐用年数の延長（長寿命化）、必要予算の平準化及びコスト縮減を図ります。 ○予防保全型の維持管理により長寿命化を図ることを基本としますが、必要性を検証し、集約化や撤去による管理橋りょう数の減少策等を含めた抜本的な対策を検討します。

(3) 上水道（簡易水道を含む）

ア 施設概要

項目	施設数	主な施設
施設概要	－	※第2章 公共施設等の現状と将来の見通し ⇒「2. インフラ系施設の整備状況」 ⇒「(3)上水道（簡易水道を含む）」を参照（P 8）

イ 現状と課題

種別	現状と課題
上水道（簡易水道を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ○平成28年3月に、一関市水道事業ビジョンを策定しています。 ○上水道2事業、簡易水道18事業を運営しています。今後の経営環境の変化に対応し、安定的な水道供給を持続するため、平成29年4月1日には全事業を統合し、より効率的な施設配置や組織運営を目指すこととしています。 ○平成27年度末時点の簡易水道区域における水道接続率（水道接続世帯数/水道整備区域内世帯数）が79.8%と非常に低く、約2,000世帯が未接続となっています。 ○平成27年度末時点の水道普及率は87.9%（全国平均97.8%、県平均93.9%）であり、40%を下回る地域もあることから、全体としては給水人口が減少する一方で、未普及地域の解消が求められています。 ○人口減少等に伴う水需要の変化に伴い、給水収入が大幅に減少する恐れがある一方で、施設数が非常に多く、水管延長も長いことから、耐用年数を迎えた施設の更新費用が多額の財政負担となることが見込まれます。

ウ 管理に関する基本方針

種別	基本方針
上水道（簡易水道を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ○平成28年3月に策定した一関市水道事業ビジョンに基づき、実質的な耐用年数を考慮した資産管理をもとに、需要に見合った施設規模の適正化と統廃合、長期的な財政収支の均衡に配慮しながら、優先度に応じた計画的な更新を進めます。 ○未普及解消に係る事業費や、給水に要する個人負担等の理解促進を図るとともに、地域の実情に合わせた水供給の方法と併せ、整備の必要性を精査していきます。 ○水道接続を促進するための調査や広報活動により接続率の向上に努め、料金収入の確保を図るとともに、適正な収入確保のために水道料金の見直しや滞納対策を推進します。

(4) 下水道

ア 施設概要

項目	施設数	主な施設
施設概要	－	※第2章 公共施設等の現状と将来の見通し ⇒「2. インフラ系施設の整備状況」 ⇒「(4)下水道」」を参照（P 9）

イ 現状と課題

種別	現状と課題
公共下水道	<ul style="list-style-type: none"> ○公共下水道は一関、花泉、大原、摺沢、千厩、東山、川崎の計7処理区で実施しており、一関処理区と千厩処理区については現在も整備事業を進めています。 ○整備済みの施設については、定期点検や修繕等により維持管理を行っています。 ○平成28年度に一関市汚水処理計画及び一関市汚水処理施設整備計画を策定しています。
農業集落排水	<ul style="list-style-type: none"> ○農業集落排水は、黒沢、西黒沢、白崖、原前、日形、興田、猿沢、七日町、二日町の計9処理区で整備が完了し、施設の維持管理を実施しています。黒沢処理区は、平成29年度から公共下水道に接続し、処理場を廃止することとしています。 ○整備済みの施設は、定期点検や修繕等の維持管理を行っています。 ○平成28年度に一関市汚水処理計画及び一関市汚水処理施設整備計画を策定しています。

ウ 管理に関する基本方針

種別	基本方針
公共下水道	<ul style="list-style-type: none"> ○新規整備事業は、一関市汚水処理施設整備計画に基づき、平成29年度から38年度までに整備を行う中期計画区域の整備を進めることとし、平成39年度から52年度までに整備を行う長期計画区域については、当面、浄化槽の整備を促進することとします。また、社会情勢の変化を見極めながら必要に応じて見直し、より効率的な整備を進めます。 ○既存施設は、ストックマネジメント^{※8}の手法により、計画的、効率的な施設管理を進めます。 ○汚水処理施設の保守点検を計画的に実施し、修繕や改修が必要な箇所を事前に把握するよう努めます。

農業集落排水	<ul style="list-style-type: none">○最適整備構想^{※9}に基づき計画的な施設更新や改築を行います。○汚水処理施設の保守点検を計画的に実施し、修繕や改修が必要な箇所を事前に把握するよう努めます。○西黒沢・原前の各処理区は公共下水道への接続により、施設管理の効率化を図ります。
--------	--

第6章 計画の推進に向けて

1. 全序的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

- ・本計画の推進にあたっては、総務部内の担当部署において、一元的に進行管理を行い、全序的な視点で計画的に取組みを進めます。
- ・進行管理にあたっては、各部署との連携や情報共有を図るため、全序横断的な組織を設置し計画を円滑に進めていきます。
- ・これまで、施設所管部署ごとに管理してきた施設情報及び修繕履歴等の情報を一元的に管理したうえで情報の共有を図ります。
- ・また、今後、自治体の財務状況は、全国統一的基準による「地方公会計制度^{※10}」により示されていくことから、これを基にした施設ごとのコスト計算及び他自治体との比較を行うことにより、維持管理コストの客観的評価及び経費削減策等に係る検討を進めます。
- ・全職員を対象とした研修や、担当職員の技術研修等を実施します。

2. 計画の進行管理

- ・本計画を着実に推進するため、中期計画（計画期間10年）と短期計画（向こう3か年をローリング）を策定し、進行管理を行います。
- ・計画の進捗状況については、議会への報告や市ホームページなどへの掲載により、市民への公表を行い情報の共有を図ります。
- ・中期計画の進行管理については、P D C Aサイクルにより、計画の進行状況と計画の実施による効果等について把握に努めます。
- ・本計画及び中期計画については、中長期的な取組みとなるため、今後、国の制度変更や社会環境の変化なども予想されることから、必要に応じて見直しを行うこととします。

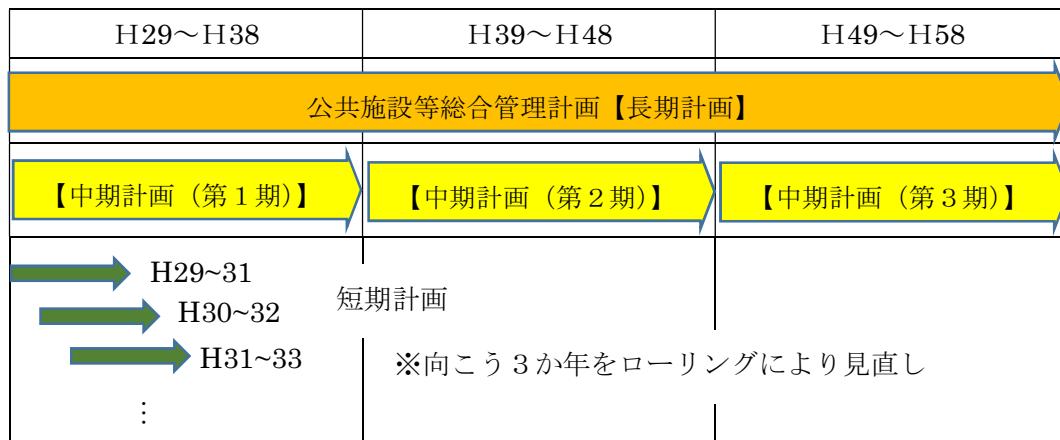


図6－1 計画期間のイメージ

【用語の解説】

※1 普通財産

普通財産とは、行政財産以外の公有財産で、行政財産と異なり特定の行政目的に直ちに用いられるものではなく、地方自治体が一般私人と同等の立場で所有するもので、貸付、売却、譲渡、出資目的の信託、私権の設定などができる。

※2 行政財産

行政財産とは、地方自治体が行政目的で用いる財産のことで、市役所や消防署など地方自治体が事務事業を行うために直接使用する「公用財産」と、学校、市民センター、公営住宅、道路、橋りょうなど市民が一般的に共同利用する「公共用財産」の2つに区分される。

原則として、貸付、売却、譲与、出資目的の信託、私権の設定などが禁止されている。

※3 ライフサイクルコスト

ライフサイクルコスト (Life cycle cost) とは、施設の企画・設計費、建設費などの初期投資（イニシャルコスト）と、保全費・改善費、運用費などの管理運営費（ランニングコスト）及び解体処分までの「施設の生涯に必要な総費用」のことを意味する。

※4 PPP

PPP (Public Private Partnership:パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携) とは、公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームのこと。PFIは、PPPの代表的な手法の一つ。

※5 PFI

PFI (Private Finance Initiative:プライベイト・ファイナンス・イニシアティブ) とは、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

※6 地域協働体

一定の区域（市立市民センターの管轄区域を原則とする）の住民を中心に構成された自治会、町内会その他の地域的な共同活動のため地縁に基づいて形成された団体と、老人クラブ、PTA、子ども会、NPO、ボランティア組織などの団体等で構成され、連携して協働のまちづくりを推進するための地域組織をいう。

※7 指定管理者制度

地方自治法の規定に基づき、市議会の議決を経て指定された法人その他の団体が、公の施設の管理に関する権限の包括的な委任を受けて管理を行う制度。

※8 ストックマネジメント

施設の定期的な機能診断及び継続的な施設監視に基づく適時・適切な機能保全対策の実施を通じて、リスク管理を行いつつ、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る技術体系及び管理手法。

※9 最適整備構想

農業集落排水施設の劣化状況等を調べる機能診断調査及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策方法等を定めた構想のこと。本市では平成26年度に策定済み。

※10 地方公会計制度

地方公会計制度とは、「現金主義・単式簿記」によるこれまでの地方自治体の会計制度に、「発生主義・複式簿記」といった企業会計的要素を取り込むことにより、資産・負債などのストック情報や、現金主義の会計制度では見えにくいコストを把握し、自治体の財政状況等をわかりやすく開示するとともに、資産・債務の適正管理や有効活用といった、中・長期的な視点に立った自治体経営の強化に資するもの。

[資 料 編]

1	市民と行政との共通認識を図るための取組	59
2	中期計画・個別施設設計画等の策定	60
3	施設総量の縮減に関する取組	61
4	施設の維持管理経費を低減させる取組	62
5	統一的な基準による地方公会計制度の導入	63
6	施設保有量の推移	63
7	有形固定資産減価償却率の推移	65
8	公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み	67

これまでの取組の概要は、次のとおりです。

1 市民と行政との共通認識を図るための取組

将来を見据えた公共施設のあり方の検討に当たっては、市民と行政が認識を共有して取り組んでいくことが必要であり、シンポジウムやワークショップの開催などを行ってきました。

開催時期	内容	備考
平成29年2月	公共施設等総合管理計画（素案）に関する市民説明会	8会場 参加者25人
平成29年7月	一関市の公共施設のこれからを考えるシンポジウム	1会場 参加者112人
平成29年10月	一関市の公共施設の再配置を考えるワークショップ	3会場各3回 参加者延べ196人
平成30年4月	第1期中期計画（素案）に関する意見交換会	3会場 参加者54人
令和元年8月から9月	先導的な取組対象施設の施設保有見直し方針の策定に向けた市民との意見交換会	9会場 参加者111人
令和3年3月	先導的な取組による施設保有の見直し方針（案）市民説明会	8会場 参加者108人

2 中期計画の策定、個別施設計画の作成

30年間にわたる長期の計画を着実に推進するため、取組の方向性や検討の進め方をまとめた中期計画を策定し、施設の長寿命化を図るための個別施設計画を作成します。

施設の長寿命化などの施設改修は、毎年度、個別施設計画において向こう3年度分のローリングを行い、財源などを踏まえて実施の時期や改修の内容を検討していきます。

(1) 中期計画の策定

策定時期	内容
平成30年9月	第1期中期計画

(2) 個別施設計画等の策定

区分	策定時期	計画
建物系施設	令和3年3月	公営住宅等長寿命化計画
	令和3年3月	学校施設長寿命化計画
インフラ系施設	平成29年3月	下水道ストックマネジメント計画
	平成30年3月	トンネル長寿命化修繕計画
	平成30年3月	大型カルバート長寿命化修繕計画
	平成31年4月	水道施設整備計画
	令和2年3月	林道施設長寿命化計画
	令和2年3月	橋梁長寿命化修繕計画

3 施設総量の縮減に関する取組

公共施設のあり方については、公共施設等総合管理計画の策定前から検討を行っており、平成26年度に「自治集会所として使用する公の施設に係る管理主体の適正化について」の方針を定め、利用の形態が専ら当該地域の限られた少数の自治会エリアの利用となっている公の施設については、自治会への譲渡等を促進することとしているほか、施設の利用状況や老朽化の状況を踏まえ、個別に施設保有の見直しに取り組んできました。

このことを踏まえ、平成30年度に策定した第1期中期計画では、施設保有の見直しを取組の一つに掲げています。

(1) 第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針を決定

第1期中期計画で定める先導的な取組として、対象とした142施設について、施設保有の見直し方針を決定しました。

今後は、施設利用者や関係団体と意見交換を行い、課題を解決に向けた取組を進めていきます。

時期	内容
令和3年9月	第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針

(2) 教育施設の統廃合

児童生徒数の推移や学校施設の老朽化の状況などを踏まえ、より良い教育環境の確保のため、学校規模の適正化を進めています。

閉校後の校舎等建物施設については、市、地域、民間事業者の順に利活用方法の検討を行い、効果的な活用が図られるよう取り組んでおり、利活用の検討を行っている段階では引き続き行政財産として管理しています。

また、小学校の新設、改築の際には、放課後児童クラブとの複合化にも取り組んでいます。

なお、幼稚園についても、統廃合を進めるほか、保育所と統合し認定こども園化を図るなど、地域のニーズに応じた施設の配置に努めています。

時期	内容
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本寺小学校を厳美小学校に統合 ・ 本寺中学校を厳美中学校に統合 ・ 千厩地域5小学校（千厩、清田、磐清水、小梨、奥玉）を統合し、千厩小学校を新設
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 室根地域2小学校（室根西、室根東）を統合し、室根小学校を新設
令和5年度 以降	<ul style="list-style-type: none"> ・ 花泉地域6小学校（永井、涌津、油島、花泉、老松、金沢）を統合し、花泉小学校を新設（令和5年度統合予定） ・ 新沼小学校を藤沢小学校に統合（令和5年度統合予定） ・ 大東地域3中学校（大原、大東、興田）を統合し、大東中学校を増築（令和5年度統合予定）

4 施設の維持管理経費を低減させる取組

公共施設等総合管理計画では、施設総量の縮減と施設の維持管理費の低減により、建物の更新に必要な財源を確保することとしています。

施設の維持管理費は、施設総量の縮減に伴う低減のほか、効率的な管理運営を行うことでも低減させることができることから、効率的な管理運営手法の導入や経常的な維持管理費を低減させる取組を進めています。

実施時期	内容
令和元年10月から	電力需給契約の見直し
令和3年7月から	照明LED化改修へのリース方式の導入

5 統一的な基準による地方公会計制度の導入

地方公会計は、現金主義会計による予算・決算制度を補完するものとして、現金主義会計では見えにくいコストやストックを把握することで中長期的な財政運営への活用の充実が期待できるため、各地方公共団体において、その整備が推進されてきたところです。

当市においても、平成20年度決算から既存の決算統計データ等を活用した「総務省方式改訂モデル」による財務書類を作成、公表してきました。

その後、自治体によって財務書類の作成方式に複数の方式が混在しているため自治体間の比較が困難であること、公共施設等のマネジメントにも資する固定資産台帳の整備が十分でないことなどの課題に対応するため、平成27年1月に総務省から固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした「統一的な基準」に基づく財務書類の整備促進について、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間ですべての地方公共団体において、統一的な基準による財務書類等を作成するよう要請がありました。

当市では、平成28年度までに固定資産台帳を整備し、平成28年度決算にかかる財務書類の作成から、「統一的な基準」に基づく財務書類を作成、公表しています。

6 施設保有量の推移

「第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」において、将来的に更新が必要な建物の延床面積は、総延床面積から普通財産分の延床面積を除いた712,398m²とし、30年間で3割程度の縮減が必要という試算をしています。

「3. 施設総量縮減に関する取組」の「教育施設の統廃合」のとおり、閉校後の校舎等建物施設について、利活用の検討を行っている段階では引き続き行政財産として管理していることから、教育施設の統廃合に伴う行政財産の延床面積の縮減が数値として反映される時期と、閉校の時期とは異なります。

なお、延床面積は、固定資産台帳（地方公会計情報）を更新し把握しています。

総合管理計画策定期点延床面積	712,398m ²
令和2年度末延床面積	696,011m ²
計画策定期点からの削減面積	16,387m ²
計画策定期点からの削減割合	2.30%

行政財産の延床面積の推移

単位: m²

区分	延床面積	対前年度比	主な整備施設	主な用途廃止施設
計画策定時点	712,398	—		
	718,398	6,000	錯誤分*	6,000 m ²
平成27 ～ 平成28 年度末	715,638	△ 2,760	沢内アパート	1,952 m ²
			桜町中学校（特別教室棟）	1,246 m ²
			一関市役所川崎支所	634 m ²
			南消防署藤沢分署	562 m ²
			福禪寺貸し工場	990 m ²
			西部第二学校給食センター	750 m ²
平成29 年度末	723,480	7,842	千厩小学校	7,033 m ²
			農林水産物産地直売・交流促進施設（室根）	740 m ²
			県南家畜保冷保管施設（持ち分）	319 m ²
			福禪寺貸し工場	311 m ²
			千厩児童クラブ	232 m ²
平成30 年度末	712,660	△ 10,820	滝沢児童クラブ	244 m ²
			旧沼田家武家住宅	69 m ²
			あこおぎ概本公園	23 m ²
			東口体育館	2,310 m ²
			東山児童クラブ	1,531 m ²
			芦家住宅	158 m ²
令和元 年度末	707,902	△ 4,758	旧松川小学校	3,055 m ²
			旧田河津小学校	1,318 m ²
			旧グリューンボーデン館ヶ森	668 m ²
			旧田河津市民センターの一部	1,479 m ²
			巣美市民センター山谷分館の一部	394 m ²
			自治集会所（2施設）	677 m ²
			市営住宅用途廃止	914 m ²
			旧市野々保育園	234 m ²
令和2 年度末	696,011	△ 11,890	旧千厩小学校	6,578 m ²
			旧小梨小学校	2,713 m ²
			旧川崎農業活性化センター	675 m ²
			旧大籠コミュニティ体育館	650 m ²
			弥栄市民センターの一部	446 m ²
			旧室根教職員公舎	397 m ²
			市営住宅用途廃止	353 m ²

消防屯所の整備、用途廃止は記載していません。

* 錯誤分：公共施設白書と平成28年度末時点の固定資産台帳との相違分で、全部で43施設あり、主な施設については次のとおりです。

施設名	誤	正	差
一関文化センター	8,992m ²	13,626m ²	4,634m ²
花泉運動公園多目的競技場	171m ²	509m ²	338m ²
一関市役所	12,124m ²	12,329m ²	205m ²
弥栄市民センター	1,436m ²	1,840m ²	404m ²

7 有形固定資産減価償却率の推移

施設の老朽化の度合いを示す財務指標の一つに、有形固定資産減価償却率があります。

財務書類の貸借対照表の有形固定資産のうち、土地や物品等を除いた資産（建物、工作物等）の取得価額に対する減価償却費の累計額の割合を算定することにより、耐用年数に比して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。

この数値は、100%に近いほど保有資産が法定耐用年数に近づいており、老朽化が進んでいることになります。

有形固定資産減価償却率など財務書類を用いた財政指標は、財務書類と合せてホームページなどで公表しています。

有形固定資産減価償却率の推移

年度	全体財務書類	
	増減 (ポイント)	
平成28年度末	53.2% ※1	—
平成29年度末	52.8% ※1	△ 0.4
平成30年度末	54.4% ※1	1.6
令和元年度末	55.7% ※1	1.3
令和2年度末	53.2% ※2	△ 2.5

<参考>

一般会計等の項目ごとの有形固定資産減価償却率
(令和2年度末)

項目	有形固定資産 減価償却率
道路	56.7%
橋りょう	57.1%
トンネル	
公営住宅	81.0%
認定こども園	
幼稚園	68.6%
保育所	
学校施設	54.4%
児童館	97.2%
図書館	31.3%
体育館	
プール	69.6%
福祉施設	62.9%
市民会館	64.6%
保健センター	42.6%
消防施設	52.1%
庁舎	72.0%

<参考>

会計ごとの有形固定資産減価償却率
(令和2年度末)

会計名	有形固定資産 減価償却率
一般会計等	60.4%
国民健康保険	61.2%
浄化槽	84.9%
水道	32.7%
工業用水道	64.7%
下水道	2.9%
病院	56.7%

全体財務書類	一般会計のほか、特別会計の全部（国民健康保険、後期高齢者医療、都市施設等管理、工業団地整備事業、市営バス事業、浄化槽事業、物品調達の各特別会計）と公営企業会計（水道、工業用水道、下水道、病院の各事業会計）の全部を合算しています。
一般会計等	一般会計のほか、都市施設等管理特別会計、市営バス事業特別会計、物品調達特別会計の全部と工業団地整備事業特別会計の一部を含んでいます。

※₁ 下水道事業（農業集落排水事業を含む）は、平成28年度から令和元年度にかけて公営事業会計への移行を行いました。国からの通知で、公営企業会計への移行に取り組んでいる間は財務書類の作成が猶予されていたことから、その間の財務書類は作成していません。下水道事業の財務書類は、公営企業会計に移行した令和2年度の決算から作成しているため、平成28年度から令和元年度までの全体財務書類には下水道事業の財務情報は含んでおらず、令和2年度以降との連続性が確保されないことからその間の値は参考値とします。

※₂ 公営企業移行時の建物、工作物等の償却資産については、国のマニュアルにより、資産取得時から減価償却が行われてきたものとして算定した資産の帳簿価額（帳簿原価－減価償却累計相当額）をもって帳簿原価（取得価額）としています。

8 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み

第4章の(3)「今後30年間における更新費用の必要額と不足額」より、建物系施設（普通財産を除く）の将来更新費用の試算額は、今後40年間で総額2,867.9億円、年平均にすると71.7億円となります。

この考え方により施設を更新する場合の経費の見込みと、個別施設計画の策定、施設総量縮減に関する取組などの対策を踏まえた経費の見込みの差から対策等の効果額を試算しています。

その結果、長寿命化対策等の効果額は30年間で956.4億円となり、年平均で31.9億円の経費縮減が見込まれます。

今後、個別施設計画の策定や社会情勢の変化を踏まえた本計画の見直しに合せて更新します。【参考7-1】維持管理・更新等に係る経費の見込み算出方法

各区分の定義については、備考欄を確認ください。各区分の経費の見込みの算出方法は次のとおりです。

〔普通会計〕

「維持管理・修繕」

(建物系施設)

- ・一般財団法人建築保全センター発行の「平成31年度版建築物のライフサイクルコスト 第2版」のモデル建物（7パターン）のライフサイクルコストの試算から、点検・保守、修繕コストの年間費用を参考に、1平方メートルあたり・年あたり費用を定め、施設ごとにモデルを選択し、建物の延床面積と算定期間を乗じて得た値の合計です。
- ・算定期間は、用途廃止（予定を含む）施設は、供用年度末までの経費を見込んでいます。
- ・新設（予定を含む）施設は、整備の翌年度から経費を見込んでいます。
- ・先導的な取組による施設保有の見直し方針において、保有縮減に分類した施設は、対象期間の令和8年度までの経費を見込んでいます。

$$\begin{aligned} & (\text{単位費用 : 円}/\text{m}^2 \cdot \text{年}) \times (\text{延床面積 : m}^2) \times (\text{算定期間 : 年}) \\ & \quad = (\text{維持管理・修繕費 : 円}) \end{aligned}$$

(インフラ系施設)

- ・インフラ系施設は現有施設を維持していくことを基本とすることから、現在要している経費のうち、点検や修繕などの該当する経費の3か年平均に算定期間を乗じて得た値としています。

$$(\text{3か年平均費用 : 円}/\text{年}) \times (\text{算定期間 : 年}) = (\text{維持管理・修繕費 : 円})$$

「改修」、「更新等」

(建物系施設)

- ・第2章の5「公共施設等の将来更新費用の推計」の試算の値に、個別施設計画、施設保有の見直し方針を反映しています。
- ・個別施設計画、施設保有の見直し方針で廃止や譲渡など保有縮減の方向性としている施設は、改修等の経費は見込んでいません。
- ・個別施設計画で長期間のライフサイクルコスト試算により長寿命化改修の効果額を算定している場合は、効果額を試算期間で割り返して、年あたりの効果額とし、算定期間を乗じた額を縮減が見込める額とし、試算の値から減額しています。

$$(計画効果額 : 円 \cdot 年) \div (試算期間 : 年) = (年あたり効果額 : 円)$$

$$(年あたり効果額 : 円) \times (算定期間 : 年) = (算入効果額 : 円)$$

$$(試算の値 : 円) - (算入効果額 : 円) = (改修・更新等の経費 : 円)$$

(インフラ系施設)

- ・第2章の5「公共施設等の将来更新費用の推計」の試算の値に、個別施設計画を反映しています。
- ・個別施設計画で長期間のライフサイクルコスト試算により長寿命化改修の効果額を算定している場合は、効果額を試算期間で除して年あたりの効果額を求め、算定期間を乗じた額を縮減が見込める額とし、試算の値から減額しています。

$$(計画効果額 : 円 \cdot 年) \div (試算期間 : 年) = (年あたり効果額 : 円)$$

$$(年あたり効果額 : 円) \times (算定期間 : 年) = (算入効果額 : 円)$$

$$(試算の値 : 円) - (算入効果額 : 円) = (改修・更新等の経費 : 円)$$

[公営事業会計]

(建物系施設)

- ・病院事業の資産で、算出方法は普通会計と同様です。

(インフラ系施設)

- ・水道事業・下水道事業の資産で、浄水場や汚水処理施設などの建屋も、インフラ設備と一体となった資産とし、インフラ系施設に分類しています。
- ・策定済みの経営戦略を基本に、現時点の見込みを加味した内容としています。

今後 30 年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

【平成29年度から30年間】

(単位：百万円)

	維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②)+(③)	耐用年数経過時に単純更新した場合(⑤)	長寿命化対策等の効果額(④-⑤)	現在要している経費(H30～R2年度平均)
普通会計							
建物系施設(a)	43,913	95,851	61,998	201,762	269,878	△ 68,116	7,281
インフラ系施設(b)	7,619	146,511	62,791	216,921	221,661	△ 4,740	6,663
計(a+b)	51,532	242,362	124,789	418,683	491,539	△ 72,856	13,944
公営事業会計							
建物系施設(c)	1,530	2,864	1,823	6,217	6,217	0	214
インフラ系施設(d)	3,979	64,716	1,479	70,174	92,953	△ 22,779	3,431
計(c+d)	5,509	67,580	3,302	76,391	99,170	△ 22,779	3,645
建物系施設 計(a+c)	45,443	98,715	63,821	207,979	276,095	△ 68,116	7,495
インフラ系施設 計(b+d)	11,598	211,227	64,270	287,095	314,614	△ 27,519	10,094
合計(a+b+c+d)	57,041	309,942	128,091	495,074	590,709	△ 95,635	17,589

【備考】

- ※ 建物系施設：学校施設、文化施設、庁舎等施設等の建築物のうち、インフラ系施設を除いたもの。
- ※ インフラ系施設：道路、橋りょう、農道、林道、河川、公園、護岸、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物。
- ※ 維持管理・修繕：施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。
- ※ 改修：公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものを行う。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
- ※ 更新等：老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

今後10年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費と充当可能な財源の見込み

【平成29年度から10年間】

(単位：百万円)

	維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	耐用年数経過時に単純更新した場合(⑤)	長寿命化対策等の効果額(④-⑤)	現在要している経費(H30～R2年度平均)
普通会計							
建物系施設(a)	15,690	51,956	12,186	79,832	98,538	△ 18,706	7,281
インフラ系施設(b)	2,540	46,947	20,120	69,607	71,187	△ 1,580	6,663
計(a+b)	18,230	98,903	32,306	149,439	169,725	△ 20,286	13,944
公営事業会計							
建物系施設(c)	510	2,604	0	3,114	3,114	0	214
インフラ系施設(d)	1,236	19,344	399	20,979	28,323	△ 7,344	3,431
計(c+d)	1,746	21,948	399	24,093	31,437	△ 7,344	3,645
建物系施設 計(a+c)	16,200	54,560	12,186	82,946	101,652	△ 18,706	7,495
インフラ系施設 計(b+d)	3,776	66,291	20,519	90,586	99,510	△ 8,924	10,094
合計(a+b+c+d)	19,976	120,851	32,705	173,532	201,162	△ 27,630	17,589

【備考】

※ 各区分の考え方とは、今後30年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込みと同様です。

財源は、過去3か年（平成30年度から令和2年度）の財源構成と同様に見込みます。

財源の割合

(単位：%)

区分		地方債	国県支払金	一般財源等
普通会計	建物系施設(a)	維持管理・修繕(①)	0	0
		改修(②)、更新等(③)	80	12
	インフラ系施設(b)	維持管理・修繕(①)	0	0
		改修(②)、更新等(③)	77	19
公営事業会計	建物系施設(c)	維持管理・修繕(①)	0	100
		改修(②)、更新等(③)	98	0
	インフラ系施設(d)	維持管理・修繕(①)	0	0
		改修(②)、更新等(③)	70	8

財源の見込み

(単位：百万円)

区分		事業費	地方債	国県支払金	一般財源等
普通会計	建物系施設(a)	維持管理・修繕(①)	15,690	0	15,690
		改修(②)、更新等(③)	64,142	50,993	5,195
	インフラ系施設(b)	維持管理・修繕(①)	2,540	0	2,540
		改修(②)、更新等(③)	67,067	51,575	2,548
公営事業会計	建物系施設(c)	維持管理・修繕(①)	510	0	510
		改修(②)、更新等(③)	2,604	2,557	47
	インフラ系施設(d)	維持管理・修繕(①)	1,236	0	1,236
		改修(②)、更新等(③)	19,743	13,820	4,344
合計		173,532	118,945	22,477	32,110

※ 地方債：市債、企業債をいう。今後10年間では、改修、更新等事業費へ充当率の高い過疎対策事業債（充当率100%）、旧合併特例事業債（充当率95%）が活用可能なことから、一般事業債（充当率75%）、公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%）などを主に活用する他の自治体に比べ、財源に占める地方債の割合を高く見込んでいます。

※ 国県支払金：社会資本整備総合交付金、子ども・子育て支援整備交付金、学校施設環境改善交付金、放課後児童クラブ整備費補助金などの国庫補助金、県補助金を見込みます。

※ 一般財源等：施設の利用にかかる負担金や使用料、貸し付けによる財産収入を含みます。

※ 耐用年数経過時に単純計算した場合の経費について

- ・改修、更新等の経費は第2章の5「公共施設等の将来更新費用の推計」の試算の値に、上水道の年平均更新費用（24.8億円）を加算しています。
- ・維持管理・修繕の経費は、本計画策定時点の全ての施設を維持し続ける場合の費用を「維持管理・修繕」と同様に試算しています。

一関市公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月策定

(令和 4 年 11 月改訂)

一関市総務部財政課

〒021-8501 岩手県一関市竹山町 7 番 2 号

電話 0191-21-2111 FAX 0191-21-2164